

第1部 少子化対策の現状と課題

第1章 少子化の現状

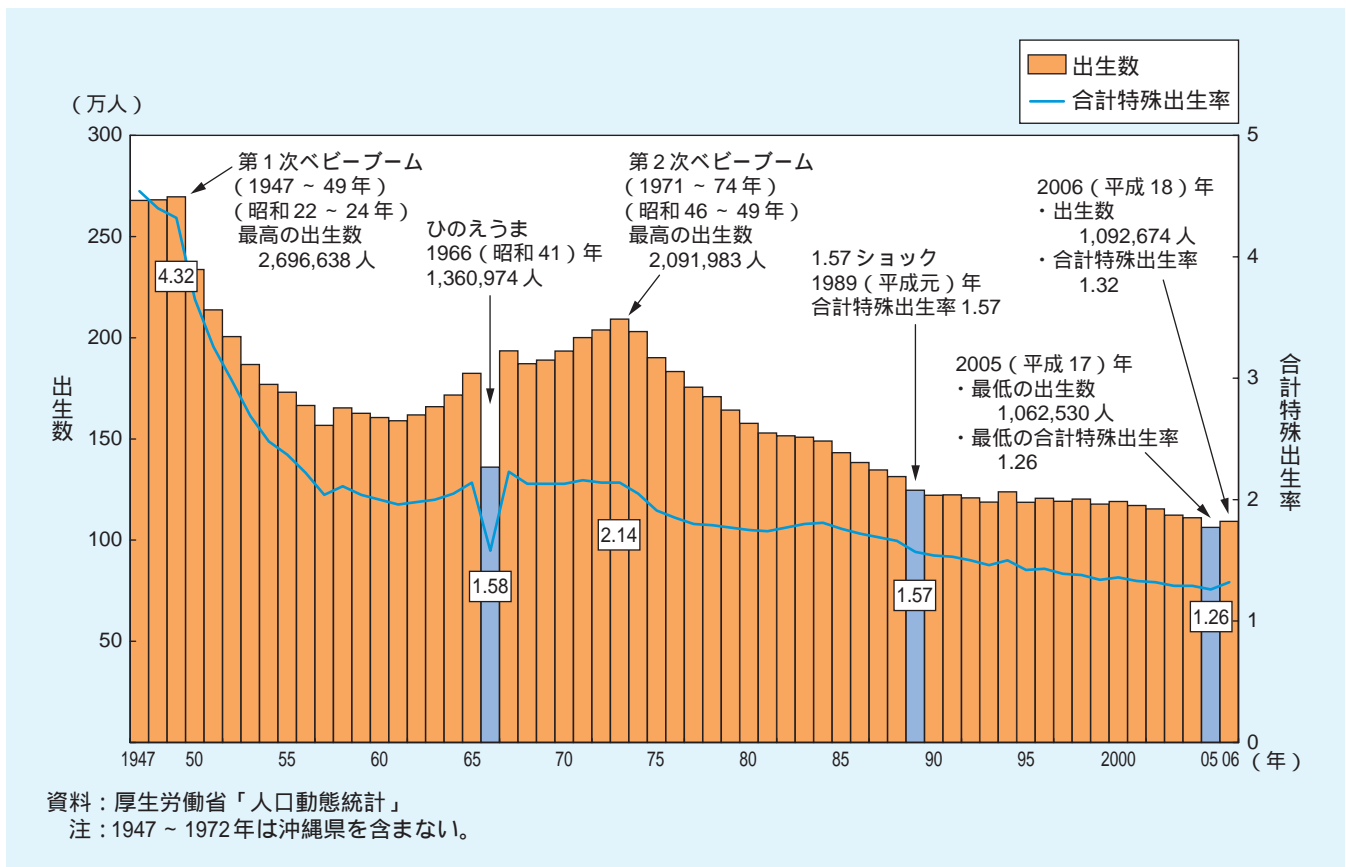
第1節 近年の出生動向

1 少子化の進行

2006（平成18）年の出生数は、109万2,674人（前年は106万2,530人）合計特殊出生率は、1.32（前年は1.26）となり、ともに6年ぶりに増加に転じた。

出生数を母親の年齢別にみると、30代前半から半ばのいわゆる「団塊ジュニア世代」の女性による出生数が増加しており、現在では、新生児の過半数（53.9%）が30代の母親から生まれている。

第1-1-1図 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



2 子どもの数の減少

ほぼ子どもを生み終えた結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数（完結出生児数）は、1972（昭和47）年から2.2人前後で推移してきたが、2005（平成17）年では2.09人に減少した。また、全出生数に占める第1子の割合も増加してきており、子どもを2人以上持つ夫婦が減少している。

我が国の年少人口（0～14歳）は、出生数の減少により、第2次世界大戦後、減少傾向が続き、

1997（平成9）年には、老年人口（65歳以上）よりも少なくなった。住民基本台帳人口（2007（平成19）年3月31日現在）をみると、年少人口は1,740万2,456人（総人口に占める割合13.7％）であるのに対し、老年人口は2,667万5,163人（同21.0％）となっており、ますます少子高齢化が進行している。

2005年時点での世界全域の年少人口割合（国連推計）は、28.3％であるが、我が国の年少人口割合（13.7％）は、世界的にみても最も小さくなっている。

子どもの数が減ることにより、世帯構造にも変化があらわれている。2006年において、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は1,297万3千世帯で、全世帯に占める割合は27.3％となっており、20年前の1986（昭和61）年の46.2％と比較すると、大きく低下している。

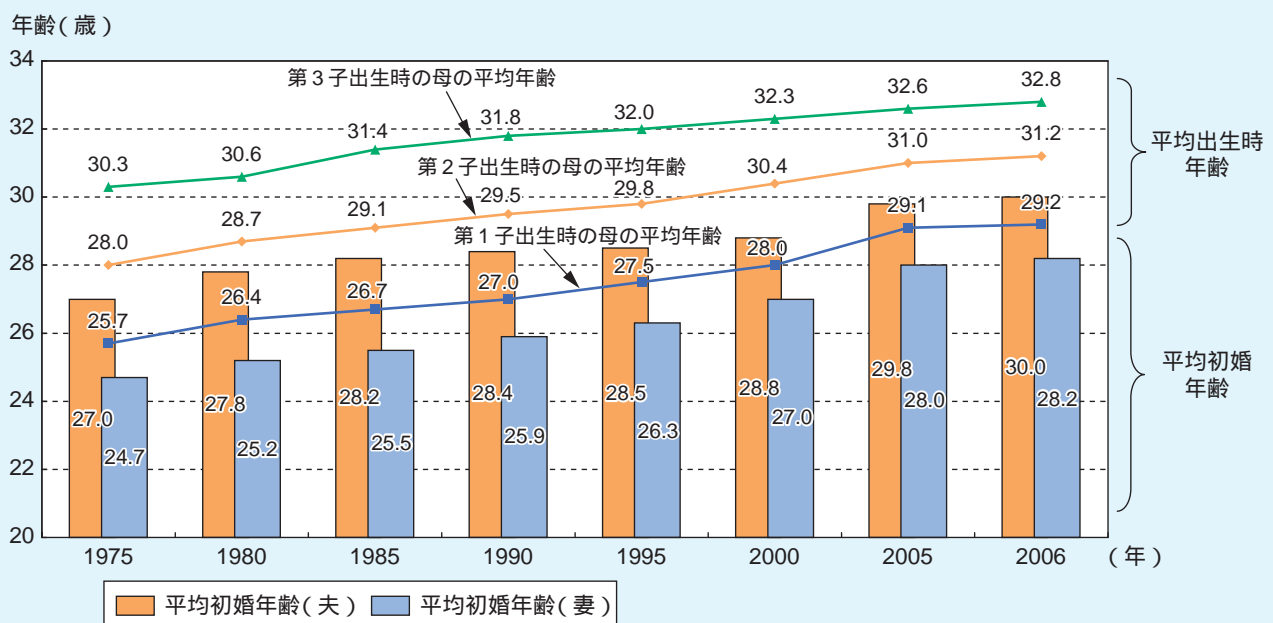
第2節 近年の婚姻動向

1 未婚化・晩婚化の進行

2006（平成18）年の婚姻件数は、73万971組（対前年比1万6,706組増）と5年ぶりに増加に転じ、婚姻率も過去最低だった2005（平成17）年の5.7より0.1上昇し、5.8となったが、婚姻率がおおむね10.0以上あった1970年代前半と比べると半分近くまで落ち込んでいる。また、25～29歳の未婚率（2005年）は、男性で71.4％、女性で59.0％となっている。

日本人の平均初婚年齢は、2006年で、夫が30.0歳（対前年比0.2歳上昇）、妻が28.2歳（同0.2歳上昇）と上昇傾向を続けており、晩婚化が進行している。また、出生したときの母親の平均年齢は、2006年で、第1子が29.2歳、第2子が31.2歳、第3子が32.8歳となっており、晩産化も進行している。高年齢になると、出産を控える傾向にあることから、晩婚化や晩産化は少子化の原因となる。

第1 - 1 - 9図 平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 少子化の原因の背景にあるもの

国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」によると、未婚者のうち、「いずれ結婚するつもり」と回答した割合が男性で87.0%、女性で90.0%となっており、結婚する意欲を持つ若者の割合は依然として非常に高いといえる。それにもかかわらず、独身者が未婚にとどまっている理由としては、結婚の必然性の欠如や独身生活に利点があること、適当な相手にめぐり合わないという理由のほか、男性では「結婚資金が足りない」といった経済的状況、女性では「仕事(学業)にうちこみたい」といった理由をあげる者も多くなっている。

同調査で、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由をみると、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が65.9%(複数回答)と最も多くなっているが、25~34歳の若年層では、「自分の仕事に差し支えるから」、「夫の家事・育児への協力が得られないから」が前回調査よりも大きく上昇して2割程度となっている。このように、理想の子ども数を下回る理由としては、経済的負担の大きさのほか、仕事と子育ての両立の困難さ、妻の育児不安の増大、夫が家事・育児に十分な時間をかけられないことなどがあると考えられる。

第3節 地域別にみた少子化の状況

1 都道府県別にみた合計特殊出生率

2006(平成18)年の全国の合計特殊出生率は1.32であるが、都道府県別の状況を見ると、これを上回るのは34、下回るのは13であった。この中で合計特殊出生率が最も高いのは沖縄県(1.74)、最も低いのは、東京都(1.02)となっている。前年(2005年)と比較すると、全国の合計特殊出生率が1.26から1.32へ大きく上昇したこともあり、33県が上昇している。

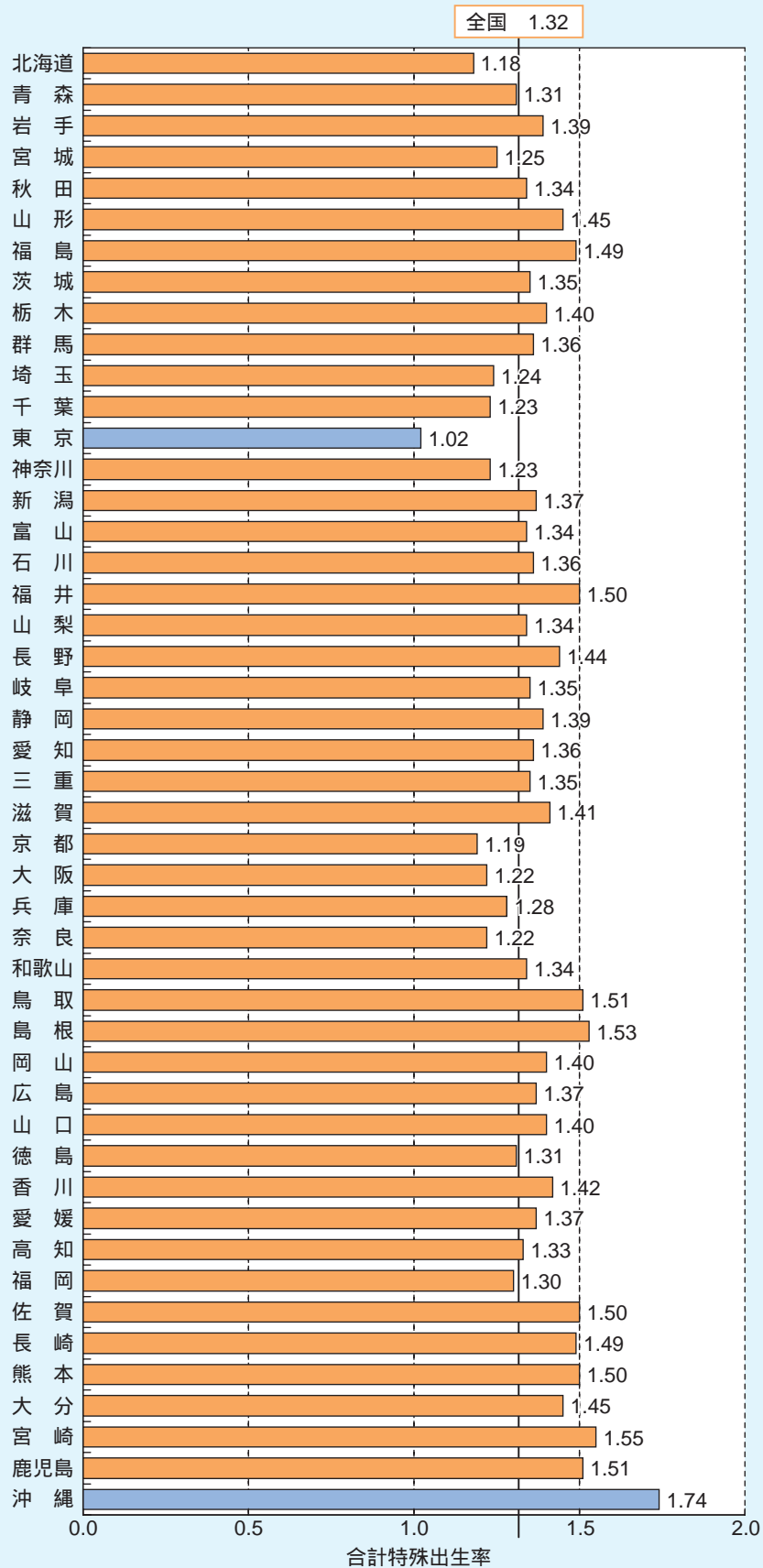
今からほぼ30年前の1975(昭和50)年についてみると、全国の合計特殊出生率は1.91で、出生率が最も高いのは沖縄県(2.88)、最も低いのは東京都(1.63)であった。この30年間で、すべての都道府県で合計特殊出生率は低下しており、少子化の進行は、地域差を持ちながら全国的に進行している現象であるといえる。

2 人口の動向

都道府県別の人口増減の状況を見ると、人口が前年よりも増加したのは10、減少したのは37であった。人口減少が団体では、人口の自然減に加え、人口の社会減も生じているところが多い。2006年10月1日現在の推計人口(総務省)によると、年少人口は1,743万5千人で、前年に比べ15万人の減少となり、全体に占める割合は13.6%となっている。都道府県別の年少人口割合が最も高いのは沖縄県(18.4%)、最も低いのは東京都(11.6%)であった。

市町村単位では、既に人口が減少している団体が多く、総務省「国勢調査」によると、2005(平成17)年10月1日現在の全国2,217市町村について、同じ境域で5年前の人口よりも減少したのは1,605市町村で、全体の72.0%を占めている。

第1-1-12図 都道府県別合計特殊出生率（2006年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

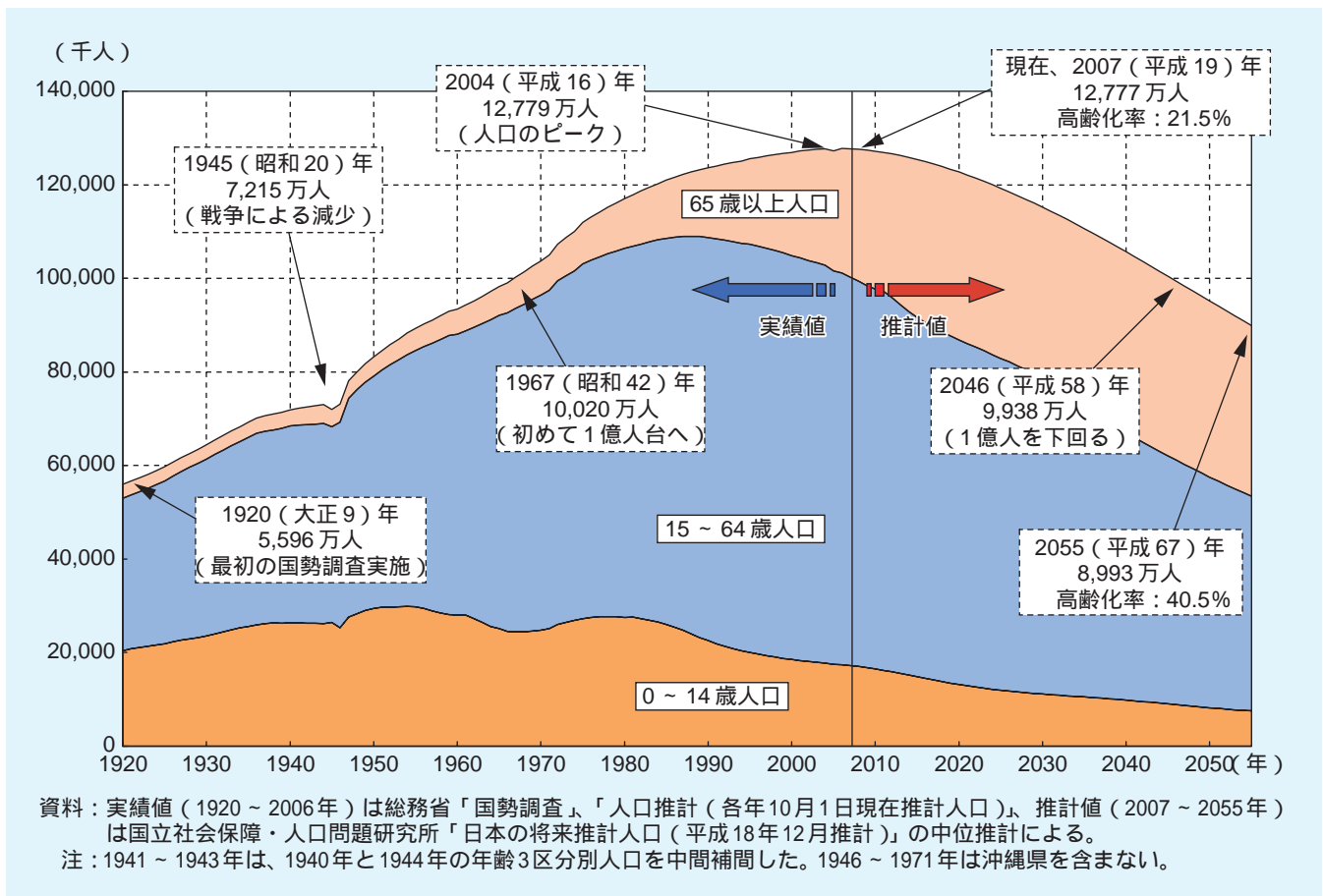
第4節 人口減少社会の到来

1 50年後の我が国の人口

「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の中位推計では、合計特殊出生率は、2055（平成67）年には1.26になると仮定している。このような仮定に基づいて試算すると、我が国の総人口は、2005年の1億2,777万人から、2055年には8,993万人になることが見込まれている。未婚化、晩婚化等の影響により、前回（平成14年1月推計）よりも一層厳しい見通しとなっている。年齢3区分別の人口規模及び全体に占める割合の推移（中位推計）をみると、まず年少人口では、2007（平成19）年の1,724万人から、2055年には752万人となり、総人口に占める割合は、13.5%から8.4%となる。生産年齢人口については、2007年の8,301万人から減少し続け、2055年には4,595万人となり、総人口に占める割合は、51.1%まで低下する。また、老年人口については、2007年の2,745万人から、2055年には3,646万人となり、総人口に占める割合は、40.5%に達する。

こうした人口減少は、我が国の経済社会に様々な影響や問題を及ぼすものと考えられる。例えば、生産年齢人口が減少することに伴い、労働力人口の大幅な減少が見込まれ、高齢者人口の増大により、年金や高齢者医療費・介護費は年々増大することが予想される。さらに、地域から子どもの数が少なくなることにより、防犯、消防等に関する自主的な住民活動をはじめ、集落という共同体の維持さえ困難な状況となる可能性がある。

第1 - 1 - 16図 我が国の人口構造の推移



2 最近の出生数と婚姻件数の傾向

2007年の「人口動態統計速報」によると、当月分を含む過去1年間の婚姻件数の累計は、2007年1月の75万592組をピークに減少傾向となり、同年8月時点では74万826組となっており、2007年1月から同年8月までの出生数の累計は74万503人と、前年同期よりも3,076人減少している。

3 国民の結婚や出生行動に対する希望と実態とのかい離

「出生動向基本調査」等の結果によれば、未婚者の9割はいずれ結婚したいと考えており、また、希望子ども数の平均は、男女ともに2人以上となっている。社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」では、こうした国民の結婚や出生行動に対する希望が一定程度実現したと仮定して、将来人口の試算を行った。希望がすべて実現するケースでは、2040（平成52）年時点で、合計特殊出生率は1.75まで上昇し、2055年において、総人口は1億人以上、高齢化率は35.1%になると見込まれている。

「希望を反映した人口試算」の結果を踏まえると、国民の結婚や出生行動に対する希望と実態とのかい離を解消することにより、少子化の流れを変えることが可能であると考えられる。こうした観点から、政府では、2007年2月から「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に向けて検討を進めている。

第2章 少子化対策の取組

第1節 これまでの少子化対策

1 「1.57ショック」から「新しい少子化対策」まで

我が国では、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。1994（平成6）年12月に「エンゼルプラン」を策定し、1999（平成11）年度を目標年次として保育サービスの充実が図られた。1999年12月、エンゼルプランが見直され、保育サービス関係ばかりでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定され、2000（平成12）年から2004（平成16）年まで推進された。

2002（平成14）年9月に厚生労働省においてまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取組が、仕事と子育ての両立支援の観点から、保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を全体として支える視点から、社会全体が一体となって総合的に取組を進めることとされた。

2003（平成15）年7月、地方自治体や事業主が次世代育成支援のための行動計画を策定・実施すること等を定めた「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2005（平成17）年4月から施行されている。

2003年7月、議員立法により「少子化社会対策基本法」が成立し、2004年6月、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定さ

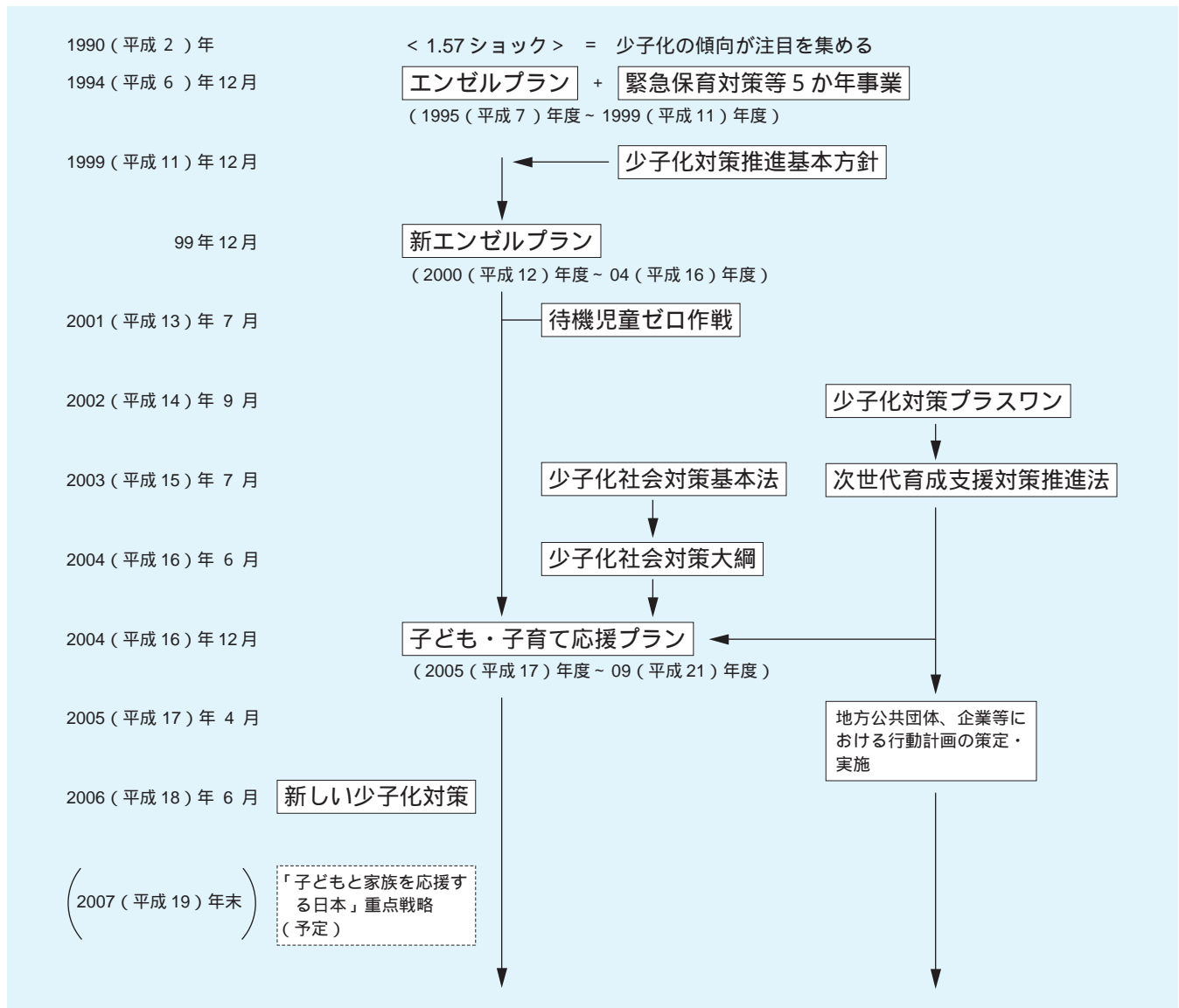
れた。大綱では、3つの視点と4つの重点課題のもとに、28の具体的な行動を掲げ、内閣をあげて取り組むこととしている。

2004年12月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定された。子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、2005年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げている。

これまでのプラン（エンゼルプラン及び新エンゼルプラン）と比べて、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標値を設定している。目標値は、全国の市町村の行動計画とリンクしている。また、国民の目線も取り入れ、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示している。

予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006年6月、政府・与党の合意を得て、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、社会全体の意識改革と、子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げている。

第1-2-1図 少子化対策の経緯



平成19年度少子化社会対策関係予算は、「新しい少子化対策」等を踏まえ、総額で1兆5,658億円と、対前年度（1兆3,962億円）に比べて1,696億円、12.1%の増額となった。主な内容としては、生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の実施、児童手当制度における乳幼児加算の創設、育児休業給付率の引き上げ、放課後子どもプランの推進などに必要な予算を計上するとともに、税制面では、企業が一定要件を満たす事業所内託児施設を設置した場合について、税制上の優遇措置が講じられた。

2 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の設置から中間報告までの経緯について

「日本の将来推計人口（平成18年12月中位推計）」では、近年の少子化傾向や寿命の伸びを反映して、今後、我が国は一層少子化・高齢化が進み、2055（平成67）年には、合計特殊出生率は1.26、総人口は9000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者、1年間に生まれる子供の数は50万人を下回る、といった姿が示されている。

社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」における「出生等に対する希望を反映した人口試算の公表に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理（2007（平成19）年1月）」によると、2055年まで見通した場合、単純に人口規模が縮小するだけでなく、労働力・世帯・地域等の「姿」という「我が国の人口構造」そのものが大きく変化していく見通しである。

新人口推計において、少子高齢化について一層厳しい見通しが示されたことなどを踏まえ、2007年2月、効果的な対策の再構築・実行を図るため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定することとし、そのための検討会議を少子化社会対策会議の下に設置した。これまでの少子化対策は、網羅的に施策を示してきたが、今回の重点戦略策定に当たっては、結婚や出産に関する国民の希望を実現するには何が必要であるかに焦点を当てて検討を進めることとしたところが特徴的といえる。

2007年2月以降、4つの分科会が3～5回開催されて議論の整理を行った後、同年6月の第2回戦略会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議各分科会における「議論の整理」及びこれを踏まえた「重点戦略策定に向けての基本的考え方」について、「中間報告」がとりまとめられた。

第1-2-8図(1) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の検討体制

重点戦略策定の背景

2005年、人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録
将来推計人口（平成18年12月推計）によると、今後、一層少子・高齢化が進むとの見通し
結婚、出生行動に対する国民の希望が一定程度叶えば、合計特殊出生率は1.75程度まで改善される余地



「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定方針（ポイント）
（平成19年2月6日少子化社会対策会議決定）

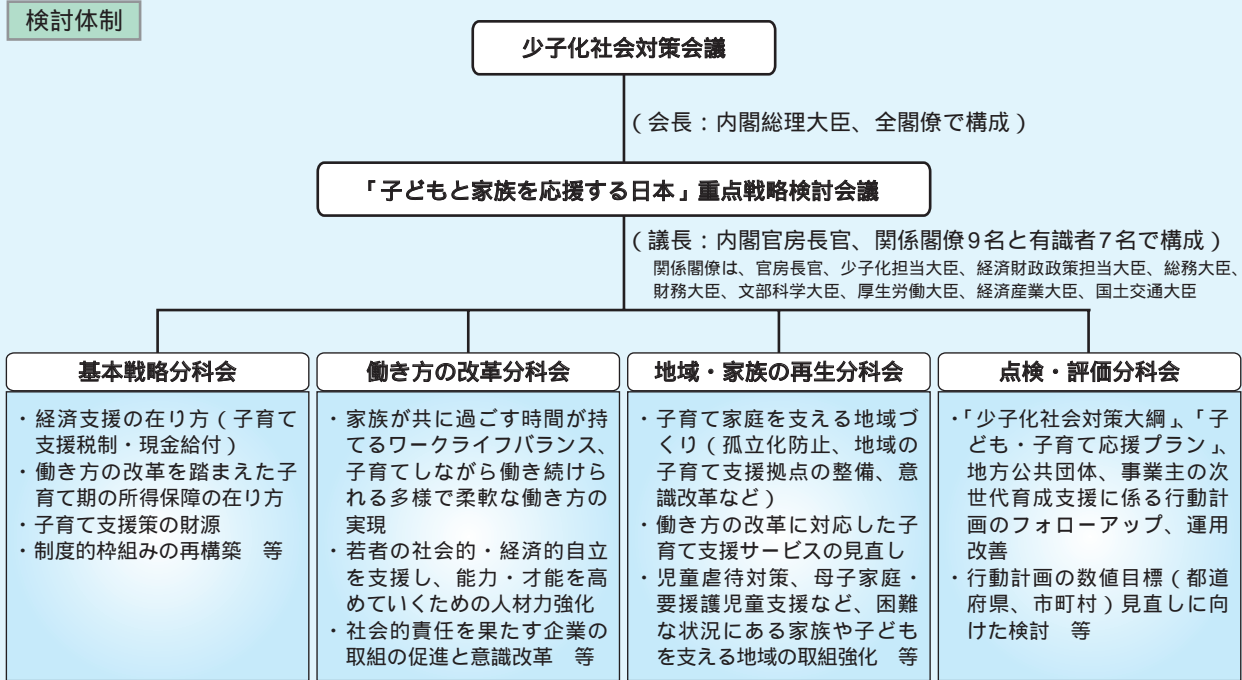
基本的な考え方：「すべての子ども、すべての家族を大切に」

2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図り、

- ・「結婚したいけどできない」という若い人、「子どもを生みたいが躊躇する」という若い家族を支え、
- ・どのような厳しい状況に置かれていても、この社会に生まれたすべての子どもたちが希望を持って人生を歩んでいけるよう、

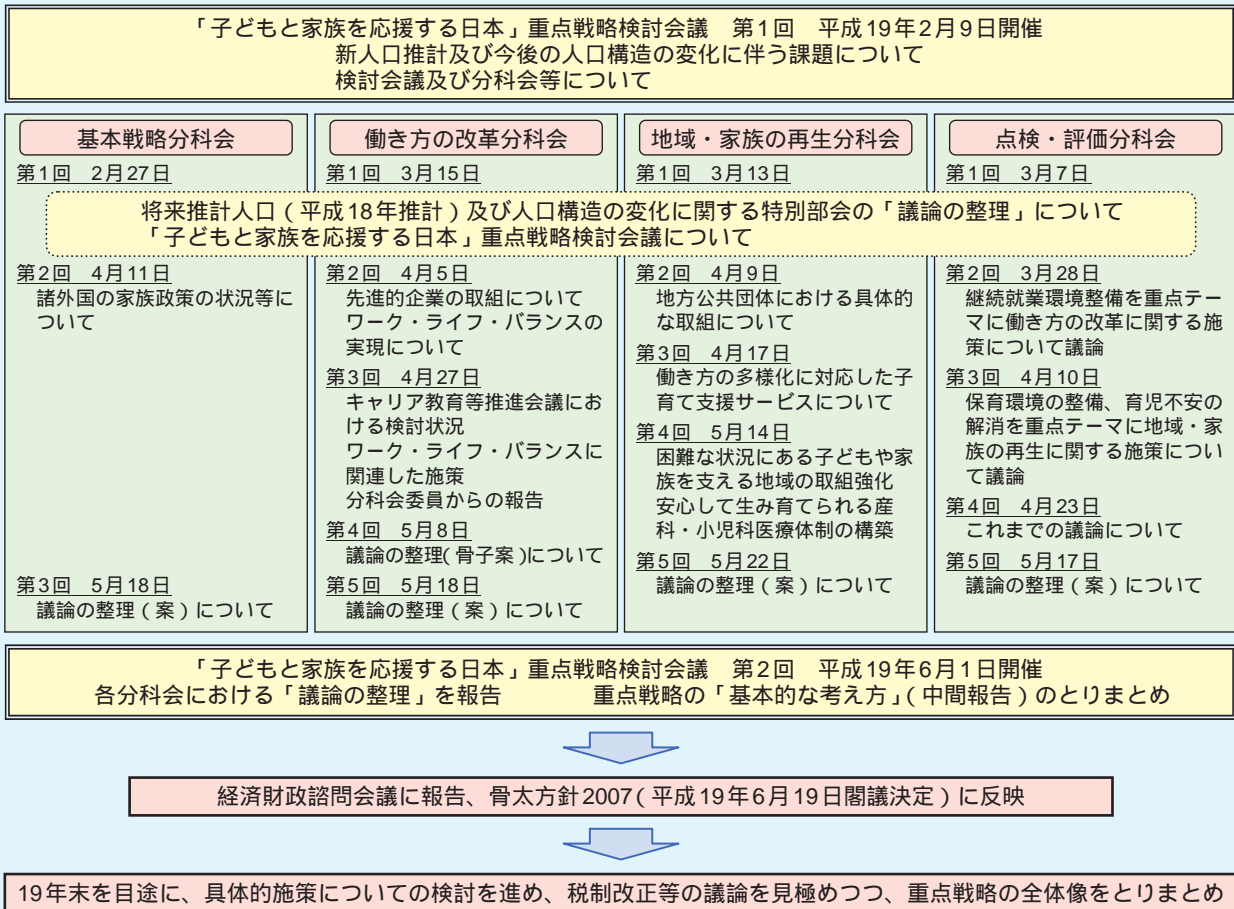
すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで支援する国民総参加の子育てに優しい社会づくりを目指す。

第1-2-8図(2) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の検討体制



各分科会は、検討会議の有識者（学識経験者）を主査とし、各分野における有識者で構成。

検討状況



第2節 戦略会議の中間報告の概要

1 中間報告の概要

戦略会議の中間報告（2007（平成19）年6月1日）では、「基本戦略」、「働き方の改革」、「地域・家族の再生」、「点検・評価」の4つの分科会の議論の整理を踏まえ、「重点戦略策定に向けての基本的考え方」として、基本認識、諸外国の家族政策の教訓、これまでの我が国の少子化対策の評価と課題、重点戦略策定の方向性、といった項目に沿って記述されている。今後、この中間報告で示された考え方に基づいて、具体的施策についての検討を進め、税制改革等の議論も見極めつつ、2007年末を目途に、重点戦略の全体像のとりまとめを行う予定である。

今後の人口減少、特に労働力人口の減少は、社会経済の各面に大きな影響を及ぼすことが予想されている。新人口推計では、2030（平成42）年以降の生産年齢人口の減少度合いが大きくなっているが、2030年頃に新たに労働力化する若者はこれから生まれる子どもたちであり、国民の結婚や出産に対する希望と現実の乖離を解消する政策努力で変えられる余地のある問題である。

重点戦略策定の方向性としては、ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の改革を最優先課題とすること、多様な働き方に対応できるよう、子育て支援策を再構築すること、少子化対策の財源について、実効ある制度の再構築とあわせて制度の持続可能な運営に必要な財源の効果的な財政投入を検討することなどが示されている。

2 「経済財政改革の基本方針2007」への反映

中間報告の内容は、「経済財政改革の基本方針2007」（骨太方針2007）にも反映されている。

第3章 働き方や子育て支援サービスをめぐる課題

第1節 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた働き方の改革

1 ワーク・ライフ・バランス実現の重要性

急速な少子化の進行の背景には、就業継続と子育てとが二者択一的となっている状況や、国民一人ひとりにとって、自身の望む生き方の実現を困難にし、二者択一構造の原因となっている「働き方をめぐる様々な課題」の存在がある。

こうした仕事と子育ての両立が困難な現在の構造を「女性が安心して結婚、出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるシステム」へと変革していくこと、すなわち「ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方の改革」が求められている。

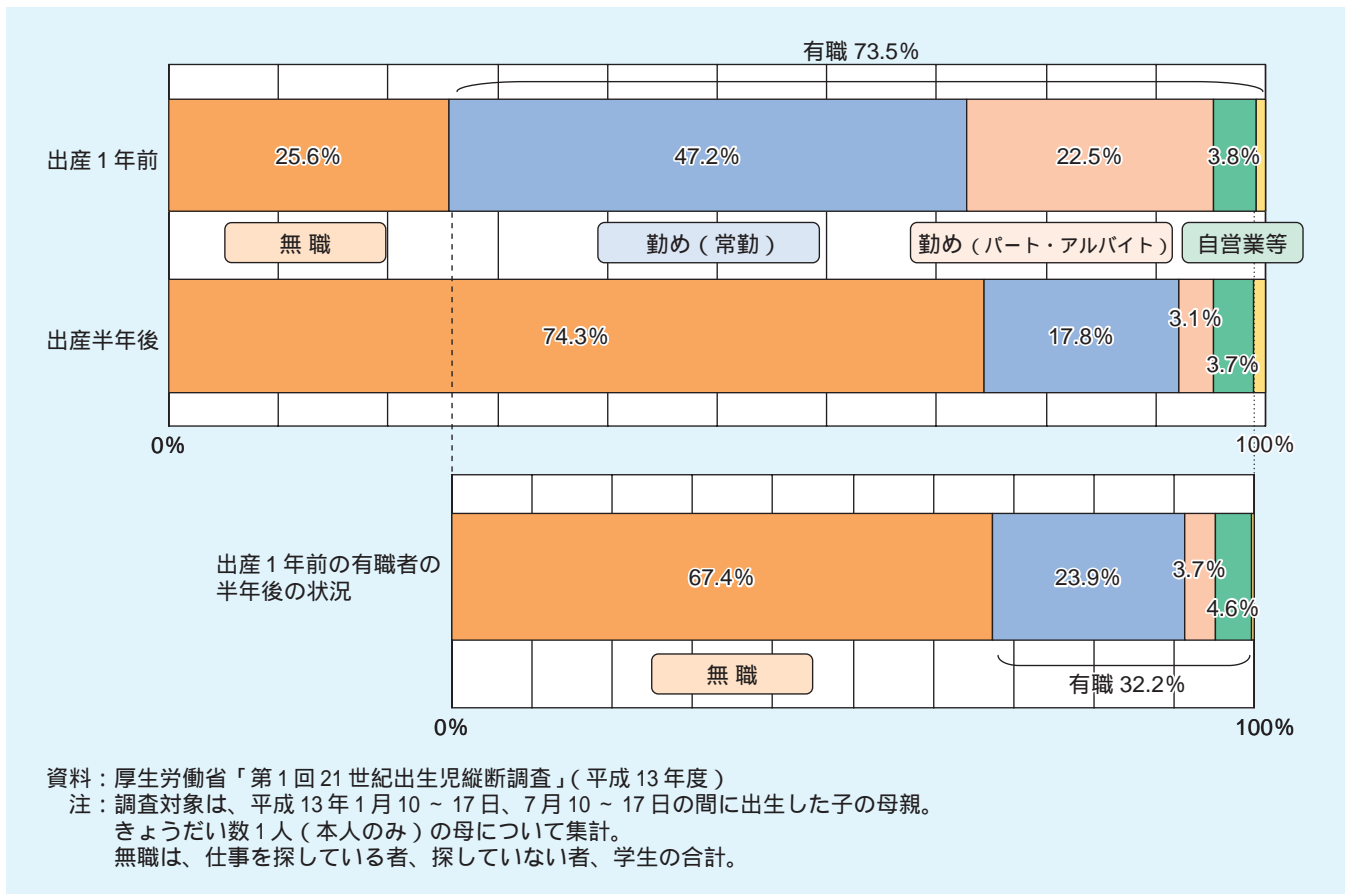
我が国社会の持続的・安定的な発展を図るためには、少子化の流れを変えるとともに、若者、女性、高齢者などの労働市場への参加を促進し、労働力人口の減少の緩和を図ることも必要である。企業がワーク・ライフ・バランスを実現できる環境整備に取り組むことにより、労働者が子どもや家族と過ごす時間が増え、企業の生産性向上や労働者の仕事の意欲の向上、人材確保につながる。また、男女がともに子育てを行うことが可能となれば、女性の継続就業希望も実現しやすくなる。さらに、地域活動への参加の機会や、未婚者の出会いの機会の増大にもつながる。このような個人にとっても社会にとっても企業にとっても望ましい豊かな社会の実現の基盤となるワー

ク・ライフ・バランスを実現することは、個別の労使のみならず、社会全体で取り組むことが必要な課題である。

2 働き方をめぐる問題点

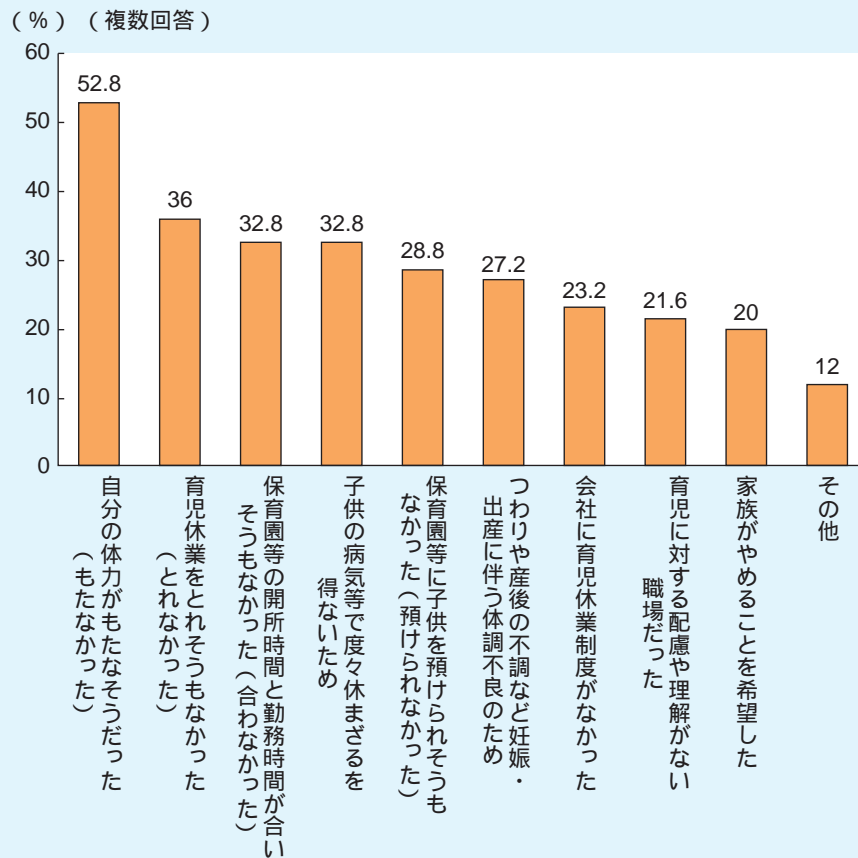
これまでの働き方には、子育て期にある女性が、仕事と子育てを両立することが難しいといった問題がある。子どもが1人の女性の場合、出産する1年前には仕事を持っていた人のうち、約7割が出産6か月後に無職となっている。また、出産後の母親の就業状況を見ると、有職率は出産半年後25%に対して4年後には46.8%と上昇しているが、このうちパート・アルバイトの割合が22.2%と常勤(15.9%)よりも高くなっている。このように、妊娠・出産を機に仕事と子育ての二者択一を迫られるとともに、いったん離職すると、常勤での再就職が難しい状況にある。

第1-3-1図 出産前後の就業状況の変化



両立が難しかった具体的な理由としては、「自分の体力がもたなそうだった」(52.8%)、「育児休業をとれそうもなかった」(36%)、「保育園等の開所時間と勤務時間が合いそうもなかった」(32.8%)、「子供の病気等で度々休まざるを得ないため」(32.8%)など、職場に両立支援制度があっても、実際には利用しにくい状況があることを示唆する回答も多い。

第1 - 3 - 4図 両立が難しかった理由

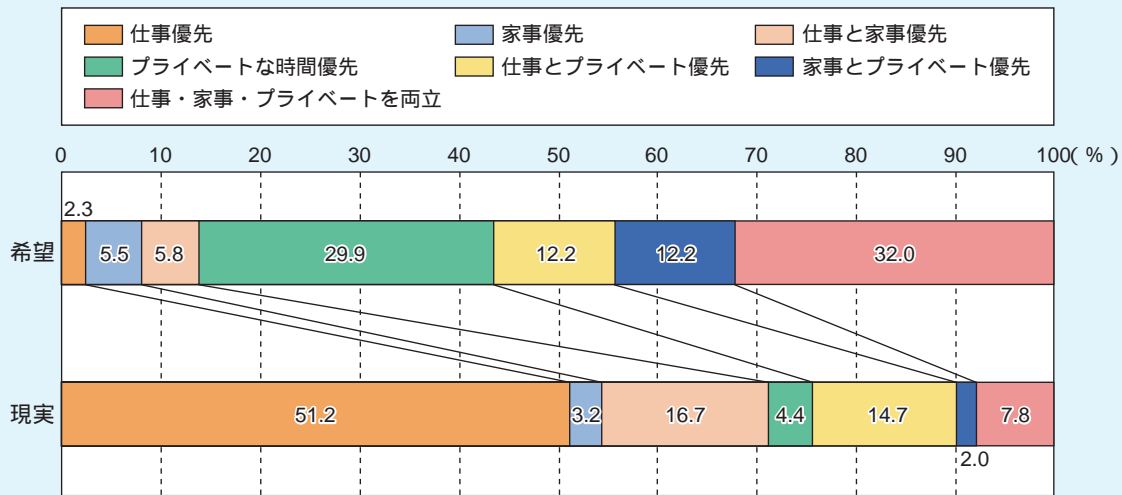


資料：日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)

注：就学前の子どもがいる、出産1年前には雇用者で現在無職の女性について、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」と回答した者にきいたもの

これまでの働き方の2つ目の問題点としては、子育て期にある男性が、長時間労働や休暇が取りづらいといった仕事優先の働き方により、家事や育児の時間が十分に確保できないという問題がある。既婚者で有業の男性において、約8割の男性が家事・プライベートを仕事と同等以上にしたと希望があるにもかかわらず、現実には、5割以上の人が「仕事優先」となっており、希望と現実の間に大きな乖離がみられる。

第1-3-6図 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（男性：既婚有業 n=1,929）



資料：少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する意識調査」平成18年より作成。
 備考：「生活の中での、仕事・家事（育児）・プライベートな時間（趣味など）の優先度についておうかがいします。『現実』としての優先度と、『希望』の優先度について、あなたのお考えや現状に最も近いものを、1つずつお選び下さい」への回答。

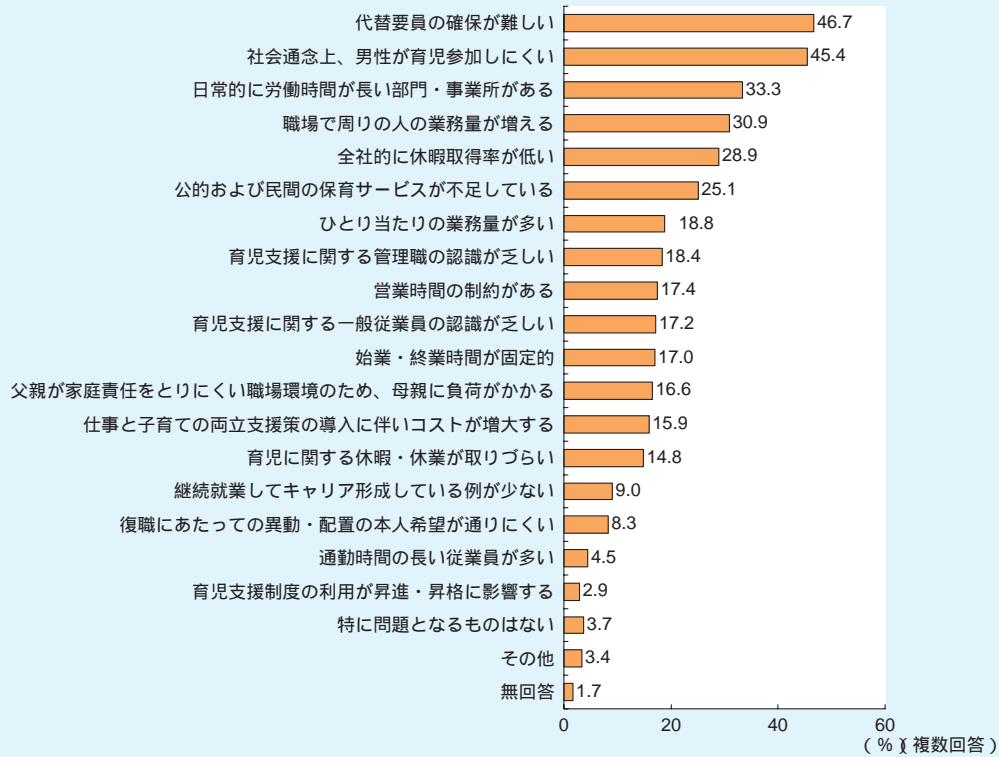
3つ目の問題点としては、職場においてワーク・ライフ・バランスを実現できるような仕事の仕方になっていないため、実際には両立支援制度が利用しにくいといった問題がある。企業における両立支援策の利用促進上の問題点を尋ねた調査では、「代替要員の確保が難しい」(46.7%)、「日常的に労働時間が長い部門・事業所がある」(33.3%)、「職場で周りの人の業務量が増える」(30.9%)といった回答が多くなっており、労働時間の長さや休業することによる周囲への負荷を配慮する状況がうかがえる。

女性の継続就業率を向上させるためには、育児休業の利用を促進するだけでなく、出産後も継続就業できる見通しが立つような職場環境の整備が必要である。

日本では、結婚や出産、子育て期に当たる30代で女性労働力率がいったん低下し6割にとどまる、いわゆるM字カーブを描くのに対し、フランスやスウェーデンでは、労働力の低下はみられず、高い労働力率を維持している。

フランスやスウェーデンにおいて、仕事と子育ての両立を可能としている背景には、両立支援制度の整備のみならず、両立支援制度が十分に機能するためのワーク・ライフ・バランスの実現及び多様な働き方を支える保育サービスの提供等の環境が整備されていることがある。

第1-3-7図 両立支援策を利用促進する上での問題



資料：内閣府「企業における子育て支援とその導入効果に関する調査研究」（平成2006年3月）

第1-3-10表 両立先進国と日本の両立環境の比較

		日本	フランス	スウェーデン
継続就業の実現	30代女性労働力率	61.6%	79.5%	84.5%
ワークライフバランス	週実労働時間（時間）	43.1	37.18	37.5
	週労働時間50時間以上の労働者割合	28.1%	5.7%	1.9%
	夫の帰宅時間	19時頃以前に帰宅と答えた者の割合 東京22.6%	19時頃以前に帰宅と答えた者の割合 パリ50.4% リヨン61.9%	平均・最頻帰宅時刻 17時頃
夫婦間の家事育児分担	6歳未満児の父の1日あたり家事育児関連時間（カッコ内は育児時間）	48分 （25分）	2時間30分 （40分）	3時間21分 （1時間7分）
両立支援制度の利用	育児休業（全日）取得率（女性）	出産した女性労働者の72.3%	継続就業者の30%（パリ）	就業継続者の97%
	継続就業女性に占める1年以上休業者の割合	約35%	約14%（パリ）	約75%
	復職時の働き方	短時間勤務 18.2%	フルタイム 55% 短時間勤務 35%	フルタイム 38% 短時間勤務 62%
保育サービス	0-2歳児保育サービス利用割合	保育所利用 0歳児 7% 1-2歳児 24%	保育サービス（集団託児所（一時託児所含む）、家庭託児所、保育ママあわせ） 0-2歳児 43% （この他に、2歳児の約3割が幼稚園の早期入学を利用）	保育所・保育ママ利用 0歳児 0.03% 1歳児 45% 2歳児 87%

資料：OECD Labour Statistics Portal
 ILO“ Yearbook of Labour Statistics ”
 ILO“ Working time and worker’s preferences in industrialized countries: Finding the balance ”2004
 家計経済研究所「日本・フランス・ドイツにおける家族・家庭生活に関する調査」平成17年
 家計経済研究所「日本・スウェーデン家庭生活調査報告書」平成16年
 Eurostat“ How Europeans spend their time- Everyday life of women and men ”2004
 社会生活基本調査 平成13年
 女性雇用管理基本調査 平成17年
 “ Statistics Yearbook of Sweden ”2006
 フランス雇用社会連帯省“ L’accueil collectif et en creche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2005 ”2007
 注：日本における家事育児関連時間は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計。

3 働き方の改革に向けた取組

ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方の改革は、近年、少子化対策の観点のみならず、企業経営や経済の生産性の向上、男女共同参画の推進の観点からも、ワーク・ライフ・バランスの重要性が指摘されている。

経済財政諮問会議の下で開催された労働市場改革専門調査会の第1次報告（2007年4月）では、年齢や性別にかかわらず働きたい人が働けるような弾力的な労働市場を目指すとともに、特にワーク・ライフ・バランスを実現するための取組の基本的な在り方が示された。

男女共同参画会議の下に設置された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」の報告（2007年7月）では、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会基盤づくりを図ることとしている。また、企業・組織が自発的にマネジメント改革を推進し、多様な人材から高付加価値を生み出すことの重要性を指摘している。

重点戦略検討会議の中間報告では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方の改革の方向性が示された。また、「骨太方針2007」において、平成19年内を目途に「ワーク・ライフ・バランス憲章」（仮称）及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」（仮称）を策定することとされたことを踏まえ、2007年7月、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設置された。今後、各会議とも連携をとりながら議論を進め、平成19年内を目途に憲章や行動指針を策定することとしている。

第2節 子育て支援サービスをめぐる今後の方向性

1 今後の人口構造の変化と地域・家族をめぐる課題

地域・家族をめぐる課題は「多様で公正な働き方の選択肢が充実し、結婚や出産・子育てと就労をめぐって様々な選択ができるような環境整備が進められる動きの中で、どのような選択をとったとしても、子どもの成長を育むという家族の機能が果たされるよう、地域が家族を支援する体制を構築すること」と整理できる。また、子どもの成長を育むすべての家族を地域全体で支えていくという取組は、地域コミュニティの再生につながるという意味からも重要である。

新人口推計によると、2055（平成67）年には、50歳代以上の者の属する世帯のうち4割以上が「単身かつ無子世帯」となると見込まれている。単身世帯は、世帯員相互のインフォーマルな支援が期待できないことから相対的に失業や疾病・災害といった社会的リスクに弱く、経済的にも可処分所得減少の影響を受けやすいことから、介護問題をはじめとした支援を要する世帯の増大や負担能力の減少など、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

2 家庭における子育て・親子関係への支援、地域の様々な主体による子育てへの配慮

各種調査結果によると、夫の家事・育児の分担度合いが低い場合に、出産意欲が弱まり、また、夫の労働時間が長いと家事・育児参加が減少する結果となっており、家事・育児の分担とワーク・ライフ・バランスは裏表の関係になっている。また、男性の育児分担が非常に少ない現状の中で、母親の育児不安の程度が高まると出産意欲が弱まる結果となっている。

個々人が選択するライフスタイル、ライフサイクルに合わせて、すべての家庭に共通する家庭における子育て、あるいは親子関係への支援体制を構築することが必要である。

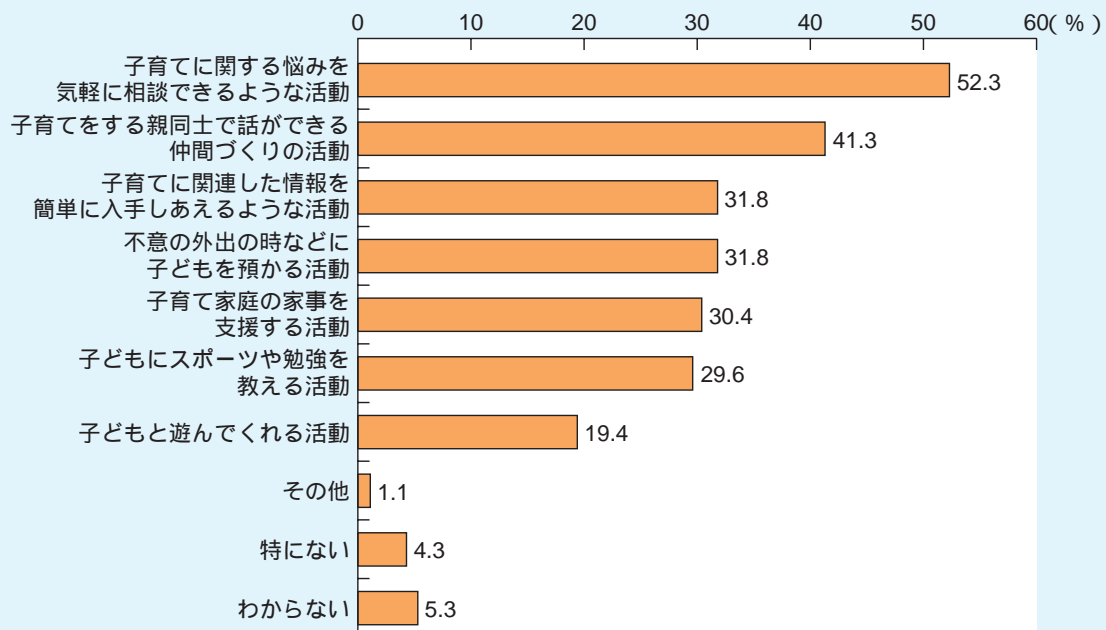
子育て支援事業に関しては、各地方公共団体で計画的な整備が進められつつあるが、各市町村に

おける整備状況には地域差も大きく、国全体で打ち出されている各種の支援メニューが、個々人の生活圏の単位では必ずしも利用可能な状態にはなっていない。近年、すべての子育て家庭に対する「全戸訪問」(こんにちは赤ちゃん事業)や、「地域子育て支援拠点」をはじめとした継続的な支援が進められているが、さらに地域子育て支援の基本的なメニューとして位置づけ、子育て家庭の生活圏ごとに、面的に整備していくことが必要である。

地域の子育て支援を進めていくに当たっては、親の子育て負担の軽減という観点のみならず、父親・母親がともに協力し、主体的に参画していくことを促すことが重要であり、「当事者主体」の事業展開を図っていくことが必要である。

子どもを持つ親同士が交流できる「場」をつくるNPO等の子育て支援活動は、近年、全国的に急速な広がりをみせており、地域で子育ての支援を求めている人と支援できる人をつなぎ、地域のコミュニケーション再生の機能を果たしている。

第1-3-16図 子育て支援のために望まれる地域活動



備考：1．内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」(2004年)により作成。

2．「あなたは、子育てにおいて、地域社会における住民同士の助け合いとして、どのような活動があればいいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。」という問に対して、回答した人の割合。

3．回答者は、全国の20歳以上の者2,108人。

出典：内閣府「平成19年版国民生活白書」

一部の地方公共団体では、働く者が子育てしやすい環境整備や、地域の子育て家庭が利用しやすい商品・サービスの提供、子育て世帯への優遇措置の適用などの取組を進める企業に対して、「子育て応援の店」の登録制度を設けたり、入札資格における配慮等が行われている。このように、地域づくりの中で企業による子育て支援をバックアップする取組を普及するとともに、こうした取組を情報発信することも有効である。

3 多様な働き方を支える保育をはじめとする子育て支援サービス

現在25歳～39歳層の有配偶の女性の労働力率は50%程度にとどまっているが、子どもが欲しいと考えている女性について就業形態の希望をみた調査では、約6割の女性が出産後も継続就業を希望しており、また、世帯主の配偶者である女性の潜在労働力率も70%程度となっている。このため、女性の未婚者と有配偶者の労働力率の大きな差をもたらしている仕事と子育ての両立が困難な現在の構造を、女性が安心して結婚、出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けるという選択ができるシステムへと変革していくことが不可欠である。

特別部会の議論の整理によれば、第1子以降の出産については、子育てしながら就業を継続できる見通しの有無及び仕事と家庭生活の調和の確保の度合いが影響を及ぼす。また、就業継続の見通しには、単に育児休業制度など企業の取組だけでなく、保育サービス等の地域の実情に応じた取組、育児・家事分担等の家庭内での取組も影響することに留意が必要である。

有配偶の女性の労働力率が8割程度となっているフランスやスウェーデンでは、認可保育サービスを利用する3歳未満児の割合が4割以上となっているのに対し、我が国では2割程度となっており、ほとんどは在宅で育児が行われている。今後、女性の就業継続の希望を実現するため、保育所等のサービス基盤整備を一層進めていかなければならないが、その際、多様な働き方に対応した弾力的なサービスを提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現していく中で、男女を通じた家庭における子育てへの支援についても、社会全体で支えていく仕組みを構築していくことが求められている。

第1-3-18表 子育て世代の女性の労働力率と認可外保育サービス利用割合（3歳未満児）

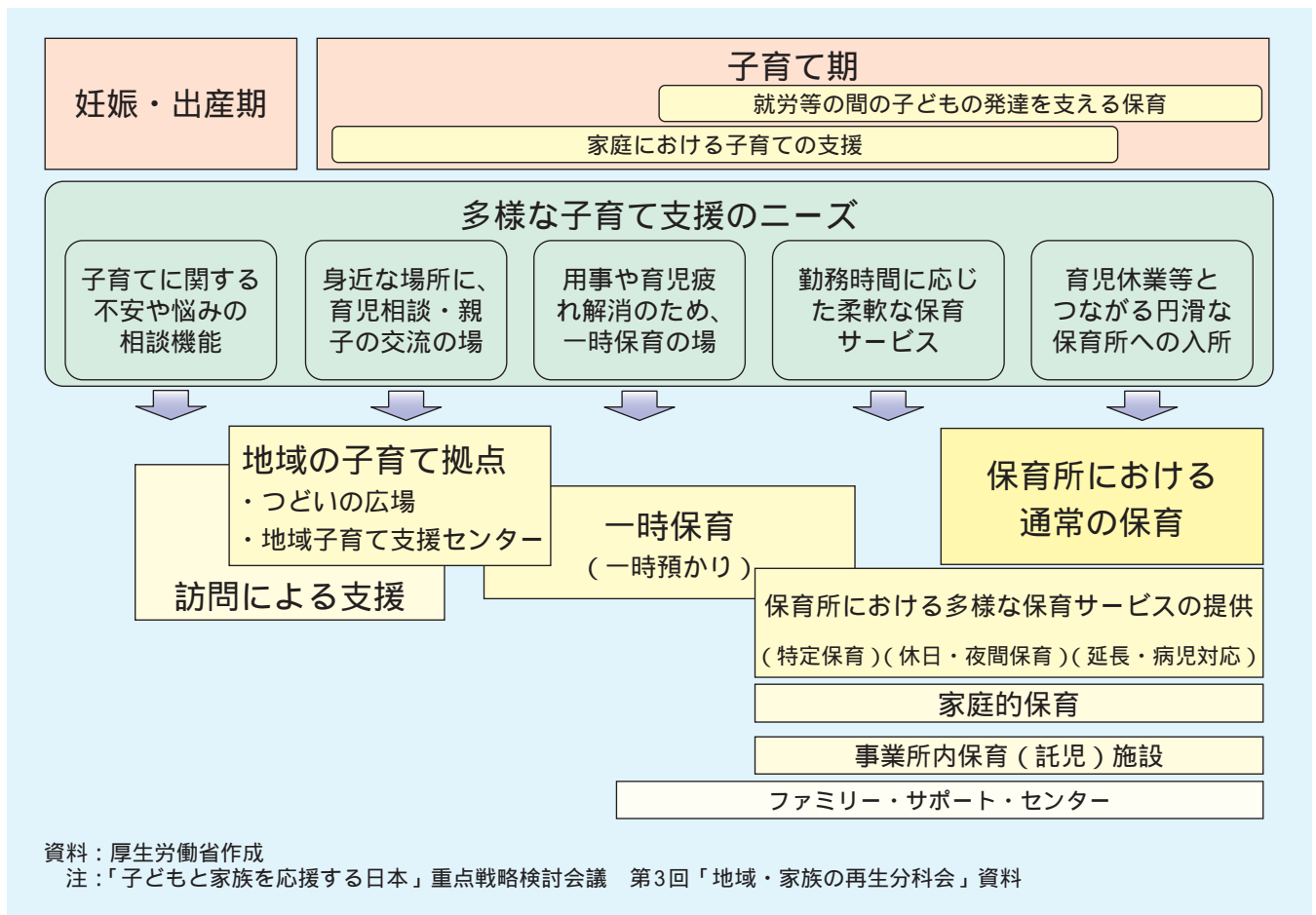
	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率（2005）				
25～29歳	74.9%	78.4%	83.2%	73.5%
30～34歳	63.4%	78.9%	84.6%	74.4%
35～39歳	63.7%	81.4%	88.1%	78.7%
（うち有配偶）				
25～29歳	48.5%	72.4%	78.8%	58.7%
30～34歳	48.2%	74.6%	83.1%	64.8%
35～39歳	54.6%	78.9%	88.6%	73.3%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合	20%（2006） （0歳児 7% 1歳児 22% 2歳児 29%）	42%（2004） （集団託児所 11% 家庭託児所 3% 認定保育ママ 29%） このほか、2歳児の26%が幼稚園の早期入学を利用	44%（2004） （0歳児 0% 1歳児 45% 2歳児 87%） 就学前保育施設 40% 保育ママ 4%	14%（2006） （旧西独 8% 旧東独 39%） 保育所 12% 保育ママ 2%

資料：労働力率 総務省統計局：国勢調査（日本） Eurostat：The European Union Labour Force Survey（フランス、スウェーデン、ドイツ）
 保育サービス利用割合 厚生労働省：福祉行政報告例（日本） Drees：L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2004（フランス） Statistics Sweden：Statistical Yearbook of Sweden 2006（スウェーデン）
 Statistisches Bundesamt：Pressemitteilung vom 1. März 2007 "285 000 Kinder unter 3 Jahren in Tagesbetreuung"（ドイツ）

注：「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 第3回「地域・家族の再生分科会」資料等により作成。

我が国では、依然として約1.8万人の待機児童が存在しており、この問題は大都市圏に顕著にみられる課題である。また、多様な保育サービスの提供については、短時間や隔日、夜間帯や休日など、多様な就労時間・就労形態に対応した保育時間の設定や、病児・病後児の対応などのニーズが高まっているにもかかわらず、十分対応できていない。このような状況に的確に対応していくためには、保育所による保育サービスの拡充だけでなく、家庭的保育（保育ママ）の充実や、その質を確保し安心して子どもを預けられる仕組みの検討、事業所内保育施設の地域での活用もあわせて進めていくことが必要である。

第1-3-20図 多様な子育て支援サービス



3歳以上児については、就学前の子どもに対する教育・保育のニーズに総合的に対応できる拠点として、「認定こども園」制度の普及促進を図っていくことが必要である。

全小学校区への「放課後子どもプラン」の普及を図ることにより、幼児期から、高学年期まで、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、多様なニーズに対応した柔軟なサービスを提供していくことが必要である。

4 困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組強化

児童虐待の増加等に伴う子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、社会的養護の質の向上に向けた見直しが求められている。また、施設内虐待の再発防止に有効な仕組みの導入や、第三

者評価の充実、子どもが意見を表明する機会の担保等、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る必要がある。

5 安心して生み育てられる産科・小児科医療体制の確保

産科・小児科の医療体制を確保するため、医師が集まる拠点病院づくり、周産期医療ネットワークをはじめとした医療機関相互のネットワークの構築等の対策が進められているところであり、引き続き、実効性ある対策を推進していく必要がある。

6 目指すべき子育て支援サービスの実現に向けた制度的な枠組みの在り方について

少子化対策が一定の効果を持つためには、経済的支援と保育サービス等の地域の子育て支援サービスの充実、育児休業や短時間勤務制度など育児期の多様な働き方の選択肢の拡大といった仕事と家庭との両立支援策の双方をバランスよく組み合わせる取り組みとともに、この両方の施策が切れ目なく利用できる仕組みが必要である。

様々な働き方、ライフスタイルの選択に対応した子育て支援サービスの実現を目指し、子育て中の利用者の適正・確実な負担を含めて国民全体で支え合う包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築を図る必要がある。

基礎自治体において、地域の実情を踏まえた施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、財源の確保を含めた制度的な枠組みについて検討していく必要がある。また、このような基礎自治体を支援するため、各自治体で行われている先進的な地域における子育て支援の取組事例を集め、情報提供をしていくことも必要である。

7 社会全体の意識改革

「新しい少子化対策」や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の中間報告において、社会全体の意識改革に関する国民運動の展開の必要性が明記されたことを踏まえ、2007（平成19）年度から、「家族・地域のきずなを再生する国民運動」が展開されている。11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」とすることとし、地方公共団体や民間の関係団体、有識者等と政府が連携・協力し、家族・地域のきずなの重要性を呼びかけるための行事の開催や広報・啓発の取組を行うこととしている。

補章 海外の少子化の動向

第1節 世界の人口と出生率の推移

世界の人口は、20世紀以降急激に増加しており、1900（明治33）年には16.5億人であったが、2007（平成19）年には66.7億人となっている。

世界全体の合計特殊出生率の動きをみると、1950～55（昭和25～30）年平均で5.02の水準にあったが、その後低下傾向となり、2005～2010（平成17～22）年平均では2.55となっている。国連の推計によると、今後も出生率は低下傾向が続き、2045～50（平成57～62）年平均では2.02と予想されている。

第2節 欧米諸国の少子化の動向

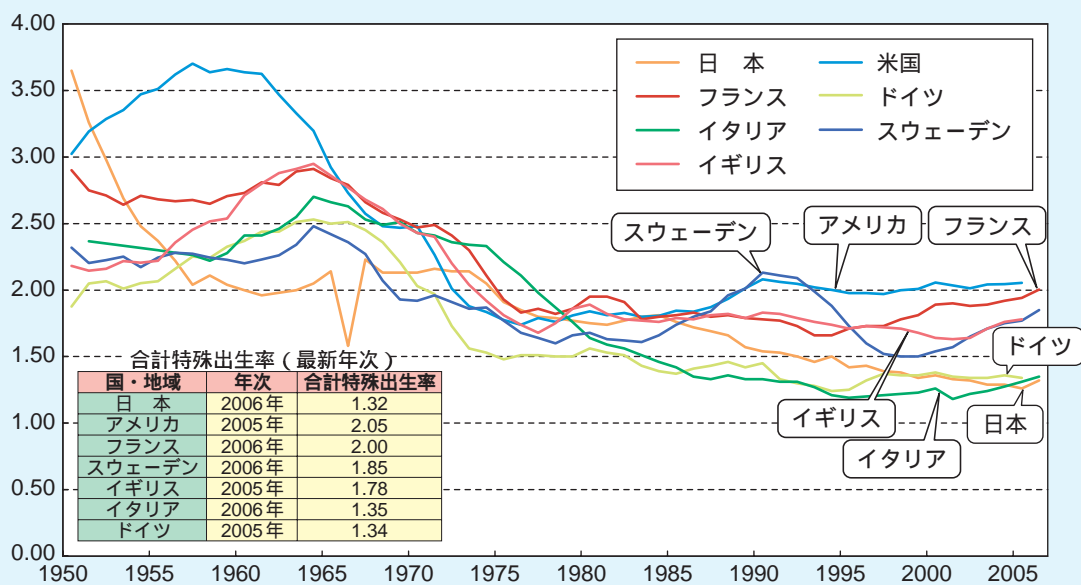
1 欧米諸国等の合計特殊出生率の水準

我が国を含む欧米等の先進地域に属する国々では、合計特殊出生率は人口置換水準（2.1程度）を下回っている。2005（平成17）年の合計特殊出生率の水準をみると、アイスランドとアメリカが2.05と最も高く、フランス、アイルランド、ノルウェー、オーストラリア、デンマーク、フィンランドが1.8から1.9台、次いで、スウェーデン、イギリス、ルクセンブルク、オランダは1.7台となっている。一方、ギリシア、イタリア、スペイン、ドイツなどは、1.2から1.3台の低い水準である。

2 合計特殊出生率の動き

欧米等の先進諸国における合計特殊出生率の推移をみると、1960年代までの合計特殊出生率はすべての国で2以上の水準にあった。その後、全体として低下傾向となったが、1990（平成2）年頃からは、合計特殊出生率の動きは国によって特有の動きをみせ、2000（平成12）年以降、出生率が回復する国もみられるようになってきている。

第1 - 補 - 3図 主な国の合計特殊出生率の動き



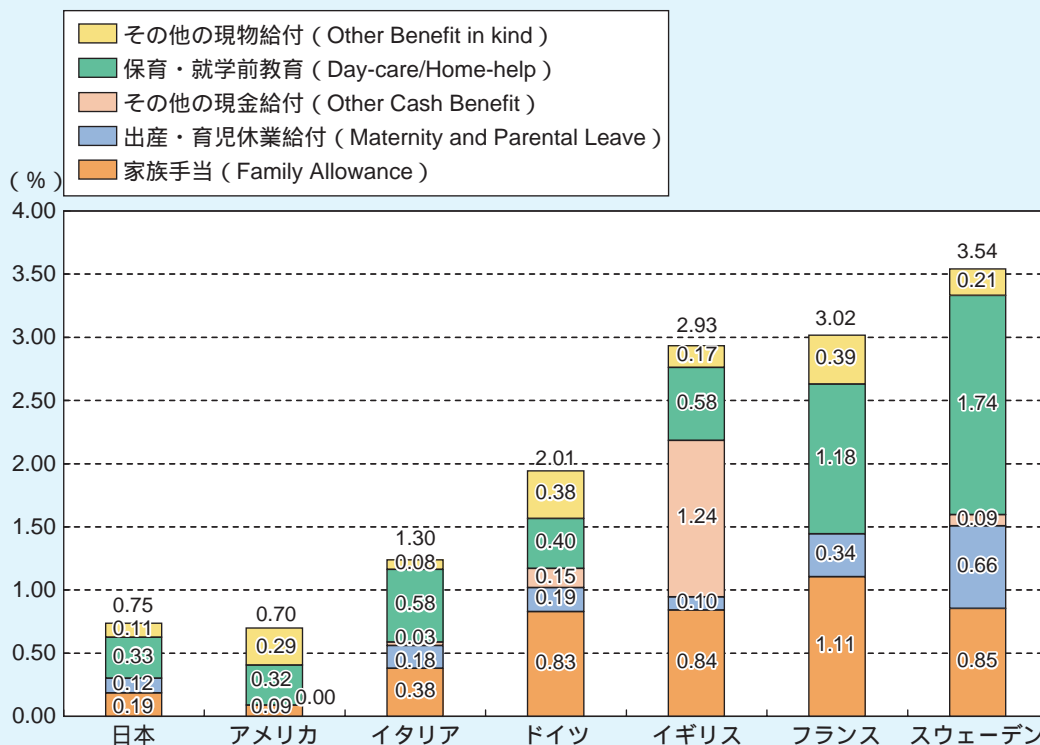
資料：ヨーロッパはEU“Eurostat”、Council of Europe “Recent demographic developments in Europe”、United Nations “Demographic Yearbook”、各国統計。米国は U.S.Department of Health and Human services “National Vital Statistics Report”、United Nations “Demographic Yearbook”。日本は厚生労働省「人口動態統計」。

注：直近の数値等については暫定値を含む。

3 欧米諸国の政策の動向

ヨーロッパ諸国でも、児童手当のような子育て家庭に対する経済的支援のほか、育児休業制度や保育サービスのような仕事と育児・家庭に対する両立支援策が行われているが、これらの施策は、低下した出生率にどのように対応するかという「少子化対策」としてよりも、子どもやその家族に対して社会的に支援を行うことを目的とした「児童・家族政策」として位置づけられている。欧米諸国における家族関係社会支出の規模（対GDP比）をみると、スウェーデン、フランス、イギリスなどでは、我が国と比べて非常に高い水準となっている。こうした給付が可能になっている背景には、高い国民負担率がある。また、家族関係社会支出の内訳をみると、近年出生率が回復しているフランスやスウェーデンでは、子育てに対する現金給付として国際的に比較しても手厚い児童（家族）手当が支給されているが、それよりもさらに大きい公的支出が保育や就学前教育に対してなされている。特に、1990年代以降では、仕事と育児・家庭に対する「両立支援」を軸に展開する傾向がみられる。

第1 - 補 - 4 図 各国の家族関係社会支出の対GDP比（2003年）



資料：OECD“ Social Expenditure Database 2007 ”

育児休業制度は、欧米の主要国で制度化されている。フランスやドイツでは、3歳までの間、最長3年間の休業が可能である。スウェーデンでは、1歳6か月まで全日休暇、8歳まで部分休暇の取得が可能である。育児休業中の所得保障については、両親あわせて最高480日間の給付を受けることが可能であり、最初の390日間のうち、配偶者に譲ることができない休業日数が、父親、母親それぞれ60日間割り当てられている（パパクオータ、ママクオータ）。

保育サービスの状況を見ると、フランスでは、フルタイムで働く女性が多く、集団託児所のほか、

ファミリー保育所や認定保育ママなどの在宅での保育サービスが充実している。スウェーデンは、最も保育サービスが充実しており、集団的な施設保育を行う保育所のほか、家庭的保育を行うファミリー保育などが実施されている。イギリスやドイツでは、保育サービスの整備が遅れているが、近年では法整備など、保育サービスの充実が図られている。

子どものいる世帯に対する経済的支援としては、現金給付と税制（各種控除制度）がある。フランスでは、欧米諸国で最も経済的支援が手厚いといわれており、第2子以降の20歳未満の子どもに対して支給される「家族手当」や、「乳幼児迎え入れ手当」などがあるほか、税制においても、所得税の課税にN分N乗方式が用いられている。

第3節 アジアの少子化の動向

1 アジアにおける人口と出生率の動向

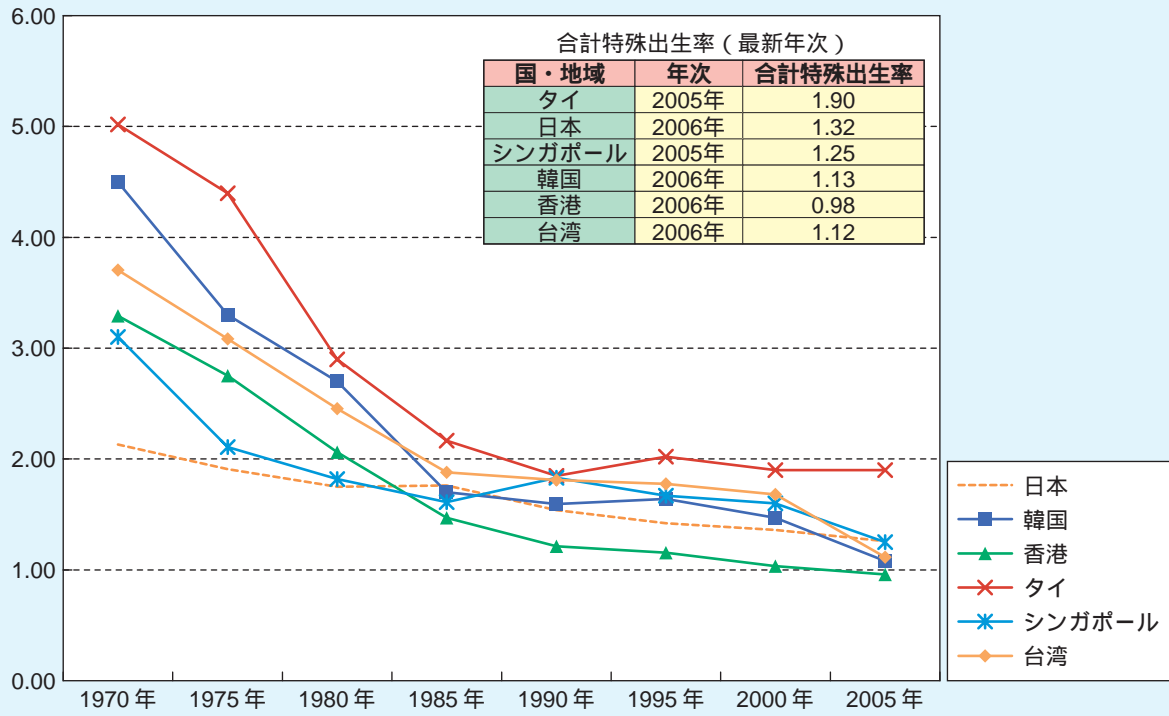
アジアの国や地域の合計特殊出生率の水準をみると、ラオス（4.6）、パキスタン（4.0）、カンボジア（3.9）など高い国がある一方、香港（0.98）、台湾（1.12）、韓国（1.13）など東アジアの主要な国や地域では、「超少子化」ともいえる状況が発生している。

2 アジアの主な国における少子化対策の動向

韓国では、2000（平成12）年以降の出生率の低下が著しく、低出産対策として今後5年間に約19兆ウォン（約2.5兆円）を投入し、2010（平成22）年までにOECD諸国の平均である1.6まで回復させることを目標としている。産前・産後90日間の出産休暇や、子どもが1歳まで取得可能な育児休業のほか、保育サービスとして、公営と民営の保育所、事業所内保育所と家庭型（小規模）保育所が制度化されている。

シンガポールでも、2001（平成13）年以降の出生率の低下が著しく、様々な少子化対策が講じられている。特にユニークな政策として、独身者対策としての国営「お見合い（出会いの場提供）センター」が知られていたが、今後、それを廃止し、民間のお見合い産業に対して補助金等によって間接的に支援する仕組みに移行する予定である。経済的支援としては、子どもの出生時の現金給付と政府の補助も加わった積み立て制度から構成されているベビーボーナスがある。また、税制では、扶養控除のほか、同居している祖父母や外国人メイドを対象とした保育者控除や税額控除が実施されている。

第1 - 補 - 9図 アジアの主な国・地域における合計特殊出生率の動き



資料：United Nations「Demographic Yearbook」、WHO「World Health Statistics」、各国資料。
 日本は厚生労働省「人口動態統計」。
 注：台湾の1970年は1971年、1975年は1976年、1980年は1981年の数値。

第2部 平成18年度における少子化社会対策の具体的実施状況

第1章 若者の自立とたくましい子どもの育ち

第1節 若者の就労支援に取り組む

1 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策

2005（平成17）年度から中学校を中心に5日間以上の職場体験を行う「キャリア・スタート・ウィーク」を実施しており、2007（平成19）年度も引き続き実施するなど、キャリア教育のさらなる推進を図っているところである。

大学等の高等教育機関においても、社会の様々な分野で活躍することのできる人材を養成するため、各大学等においても、学生の職業観の涵養のため、インターンシップの導入に取り組んでいる。

キャリア教育等の推進に向けた取組を強化・加速化するための関連施策をとりまとめるため、2006（平成18）年12月、青少年育成推進本部の下に「キャリア教育等推進会議」を設置し、2007年5月、「キャリア教育等推進プラン」を策定した。

2 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

2006年度において、年間25万人のフリーターの常用雇用化を目指すという目標を掲げ、各種施策等を最大限効果的かつ効率的に実施した結果、約35万1千人（速報値）の常用雇用を実現したところである。常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施する「若年者トライアル雇用事業」を引き続き実施するなど、就職支援の充実強化を図っている。

合宿形式による集団生活の中で労働体験等を通じて、働くことについての自信と意欲を付与することにより就労等へと導く若者自立塾を2005年度から実施している。

3 能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備

企業の求める人材ニーズを把握し、IT、技術経営（MOT）等の専門分野における能力評価基準の策定や、それに対応したカリキュラム・教材の開発、実証研修等を実施することにより、雇用のミスマッチの解消など、若年労働市場の整備を図っている。

2003（平成15）年からの「起ちあがれニッポン DREAM GATE」プロジェクトでは、国民各層に対する起業・独立意識を喚起し、「挑戦者」の裾野を拡大するため、ウェブサイト等を通じた新たな起業支援サービスの提供を行っており、2006年度末までに約40万人のユーザー登録が行われ、2万件を超える起業相談も行われている。

4 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の整備

地方自治体と産業界、学校等の連携の下、若者に対するカウンセリングから研修等までの一連の就職支援サービスを提供する「通称ジョブカフェ」を都道府県の主体的取組により整備しており、2006年度は、全国でサービス利用者数延べ約167万人、就職決定者約9万3千人と、着実に実績をあげている。

5 若者の人間力を高めるための国民運動の推進

若年者雇用問題の解決のためには経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府等の関係者が一体となった取組が必要であることから、2005年度から、「若者の人間力を高めるための国民運動」を展開している。2007年度においても、引き続き広報・啓発活動の展開等により、国民運動を推進している。

第2節 奨学金の充実を図る

独立行政法人日本学生支援機構における奨学金事業の充実

奨学金事業については、毎年充実を図ってきており、2006（平成18）年度においては、事業全体で、対前年度比約5万7千人増の109万2千人の学生等に対して、489億円増の7,999億円の奨学金を貸与するための事業費を計上した。

第3節 体験を通じ豊かな人間性を育成する

豊かな人間性を育むための奉仕活動・体験活動の推進

2005（平成17）年度から、子どもから大人、高齢者までの幅広い年代にわたって、地域の多様な分野におけるボランティア活動の全国展開を行う機会を提供する「地域ボランティア活動推進事業」を実施している。

子どもたちに芸術への関心を高めてもらうことを目的に、芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、自らの技を披露してもらうとともに、文化活動のすばらしさや地域の誇りなどを語ってもらう取組を推進しており、2006（平成18）年度は553校へ講師を派遣した。

2006年度から、都市と農山漁村等の青少年が相互に行き交い、農林水産業体験や自然体験などを通して社会性や主体性を育む交流体験活動等の事業を実施している。

子どもの身近な遊び場としての役割が求められる都市公園については、子どもの身近で安全な遊び場として歩いて行ける範囲の公園整備を推進するとともに、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる総合的な公園などの整備を行っている。

第4節 子どもの学びを支援する

学校教育では、学習指導要領に基づき、児童生徒一人ひとりの学習の習熟の程度に応じたきめ細かな指導や、体験的・問題解決的な学習を行うことを重視している。高等学校については、多様な特色ある学校づくりを進めることが重要であり、総合学科や単位制高等学校をはじめとする新しいタイプの高等学校づくりを推進している。

公立学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される学校づくりを進めるためには、保護者や地域住民の意向が学校運営によりの確に反映されることが重要であり、2004（平成16）年度には、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が導入された。

第2章 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

第1節 企業等におけるもう一段の取組を推進する

1 一般事業主による次世代育成支援対策に関する取組の推進

次世代法に基づき、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、一般事業主行動計画を策定・届出を行うことが義務づけられており、2007（平成19）年3月末現在で99.8%が届出済みである。

2007年度からは、事業主が行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合、都道府県労働局長から認定を受けられる仕組みを設けている。認定を受けた事業主は、認定マーク（くるみん）を、広告や商品などに付けることで、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業等であることを対外的に周知できる。

2 ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業を讃えるとともに、これを広く国民に周知するため、ファミリー・フレンドリー企業表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施している。また、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」が診断できる両立指標について、ファミリー・フレンドリー・サイトによる普及を図り、各企業における自主的な取組を促進している。

第2節 育児休業制度等についての取組を推進する

1 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

育児・介護休業法が遵守されるよう引き続き事業主に対して指導等を行うとともに、育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いなどについての労働者からの相談に対応している。また、2007（平成19）年10月から暫定措置として、雇用の継続を援助、促進するための育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げることとした。

2 子育てをしながら働きやすい雇用環境の整備

中小企業子育て支援助成金及び両立支援レベルアップ助成金の支給とあわせて、2007年度から、育児休業等の取組を積極的に促進するため、育児休業取得者等に対して独自に経済的支援を行った事業主を対象に育児休業取得促進等助成金を支給している。

第3節 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

2005（平成17）年より、男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組を行う事業主に対して助成することにより、男性の育児参加を支援している。

第4節 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

1 労働時間対策

近年、労働時間の長い者と短い者の割合がともに増加する、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」の進展、年次有給休暇の取得率の低下傾向などの課題が発生している。これらを踏まえ、労働時間等の設定の改善を団体的取組として行う中小企業団体に対し労働時間等設定改善推進助成金を支給する等、労使の自主的な取組を促進することにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等を推進している。

2 ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進

近年、パートタイム労働者は増加し、役職に就くなど職場で基幹的役割を果たす者も増加しているが、待遇がその働きに見合ったものになっていない場合もあり、正社員との不合理な待遇の格差を解消し、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。2007（平成19）年5月には、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保の促進することなどを内容とした改正パートタイム労働者が成立した。

短時間正社員は、育児・介護や自己啓発など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を提供するものとして期待されるため、短時間正社員制度導入の手順等を示したマニュアルを事業主へ提供するとともに、実際に制度を導入した事業主に対して助成金を支給するなど、制度普及に向けた取組を行っている。

3 テレワークの推進

「骨太方針2007」において、「テレワーク人口倍増アクションプラン」を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、2010（平成22）年までにテレワーク人口の倍増を実現することを掲げ、政府一体となってテレワークの普及を推進している。

テレワークのうち、事業主と雇用関係にある者が、情報通信技術を活用して自宅で業務に従事する在宅勤務について、「テレワーク環境整備税制」の新設や、導入・運用ガイドブックの作成、シンポジウムの開催等を通じた普及促進のための事業を実施している。

4 ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透のための取組

仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、企業経営者、経営者団体、有識者が参加する「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催し、検討結果を2006（平成18）年10月に提言としてとりまとめた。この提言では、男性が育児参加しやすい職場環境としてすべての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を提唱している。

5 公務員の働き方の見直し

国家公務員の勤務時間制度について、人事院では、小学校就学前の子を養育する職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、常勤職員のまま1日4時間勤務や週3日勤務等、1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務の制度を設けるとともに、併せて、その後補充のための職員を任期付短時間勤務職員として採用できる制度及び週20時間勤務をす

育児短時間勤務職員2人を一つの常勤官職に並立的に任用し、空いた官職に常勤職員を任用できる仕組みを導入することが適当と認め、2006年8月、国会及び内閣に対して意見の申出を行った。これを受けて、2007年5月、「国家公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第109号)が改正された。

育児を行う職員の早出遅出勤務に関し、放課後児童クラブの保育時間後の子の出迎えも対象とする国家公務員の制度改正を踏まえた対応について、地方公共団体に対して助言を行った。また、人事院から意見の申出がなされた育児のための短時間勤務制度等については、2007年5月、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、国家公務員と同様に、地方公務員においても当該制度等を導入した。

6 農山漁村での両立支援

農山漁村の女性は、仕事に加え家事・育児等の負担が大きいことから、出産・育児期の女性の負担を軽減し、農林漁業経営及び地域社会活動への参画を地域全体でサポートする環境づくり推進に向けて支援するため、シンポジウム等の開催、農山漁村における子育て支援活動の優良事例の紹介、子育て支援に携わる担当者への情報提供などを行っている。

第5節 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いを禁止するとともに、妊娠中及び産後一年以内の解雇について、事業主が妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とすること等を内容とする「男女雇用機会均等法」(昭和47年法律第113号)等の改正法が、2006(平成18)年3月に成立し、2007(平成19)年4月から施行されている。

第6節 再就職等を促進する

子育て等のためにいったん離職した女性の再就職・起業等を総合的に支援するため、2006(平成18)年12月、「女性の再チャレンジ支援プラン」が改定され、現在、同プランに基づき、関係府省が密接に連携して支援策の推進に努めている。2006年度から、マザーズハローワークを全国12か所に設置して、きめ細かな就職支援を実施しており、2007(平成19)年度においては、マザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークにマザーズサロンを設置して同様のサービスを展開している。

女性が身近な地域で気軽に再チャレンジに関する相談ができる相談窓口を設置し必要な情報やサービスをワンストップで受けられるような取組を各地域において推進するため、2006年度から、7府県において、「再チャレンジ支援地域モデル事業」を実施している。

第3章 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

第1節 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る

児童館等の公的施設を活用し、児童の健全な育成のための取組を推進し、将来の子育てに関する貴重な予備体験を通じて育児不安の防止や虐待の予防につながるものとして、2003(平成15)

年度から「児童ふれあい交流促進事業」を実施している。

第2節 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める

学校教育においては、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が共同して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めることが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

家庭や地域における取組としては、子育てのヒント集としての家庭教育手帳を作成し、乳幼児及び小・中学生を持つ親に配布している。また、子育て中の父親の役割等について学習する集いの開催など、父親の家庭教育への参加を促進する取組の支援を行うとともに、将来親となる中・高校生を対象とした子育て理解講座を開設している。

第3節 安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める

働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動を展開するため、2006（平成18）年度から、官民連携子育て支援推進フォーラム、シンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成など「官民一体子育て支援推進運動事業」を実施している。

「新しい少子化対策」において、長期的な視点に立った、社会の意識改革のための国民運動を展開することが決定されたことを踏まえ、2007（平成19）年度からは、新たに「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を展開している。

第4章 子育ての新たな支え合いと連帯

第1節 就学前の児童の教育・保育を充実する

1 待機児童ゼロ作戦

2001（平成13）年からの「待機児童ゼロ作戦」に基づき、保育所、保育ママ、幼稚園による預かり保育等を活用し、2002（平成14）年度からの3年間で目標を上回る約15.6万人の受入児童数の拡大を達成した。

「子ども・子育て応援プラン」に基づき、2005（平成17）年度から2007（平成19）年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数の増大を図るとともに、「児童福祉法の一部を改正する法律」により、2006（平成18）年4月1日において待機児童が50人以上いる市区町村（81市区町村）は、2006年度までに策定した保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を基に、待機児童の計画的な解消を図ることとしている。

2 多様なニーズに合わせた保育サービス

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育及び夜間保育や送迎保育ステーション事業についても、引き続き推進を図っている。

幼稚園の通常の教育時間（標準4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の

要請に応じて、希望する者を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。

3 幼稚園と保育所の連携等と認定こども園

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業など、幼稚園と保育所の連携に関して2003（平成15）年4月に設けた構造改革特別区域における特例措置について、2005年5月に全国展開を行った。

「骨太方針2003」等を踏まえ実施することとされた認定こども園については、2006年6月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立し、2006年10月から施行された。この法律では、幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みを設けるとともに、各般の特例措置を講ずることとしており、2007年4月1日現在、全国で94件の認定が行われている。

4 幼稚園及び保育所の自己評価・外部評価と情報提供の推進

幼稚園については、自己点検評価及びその結果の公表に努めるとともに、積極的な情報提供を行っており、2007年6月に改正された学校教育法においても、学校評価の実施とその結果の公表を通じて、教育水準の向上に努めなければならないことが新たに定められた。

保育所については、児童の視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。

5 事業所内託児施設の設置の推進

労働者のための託児施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の2分の1を支給する（両立支援レベルアップ助成金 事業所内託児施設設置・運営コース）ことにより、事業主の取組を支援している。

第2節 放課後対策を充実する

1 地域子ども教室と放課後児童クラブ

文部科学省では、2004（平成16）年度から3か年計画で、緊急かつ計画的に、安全で安心して活動できる子どもたちの活動拠点（居場所）を支援する「地域子ども教室推進事業」を展開してきた。2007（平成19）年度からは、「放課後子ども教室推進事業」として、地域における学習活動や様々な体験活動の推進を図っている。

厚生労働省が行う「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、健全な育成を図ることを目的とする事業である。

2 「放課後子どもプラン」の創設

2007年度からは、文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設し、すべての小学校区での実施を目指して推進を図っている。

第3節 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

1 地域における子育て支援サービスの推進

子ども・子育て応援プランでは、地域における子育て支援の拠点の整備を2009（平成21）年度までに6,000か所を実施することを数値目標とするとともに、すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになることや、孤独な子育てをなくすことを、目指すべき社会の姿として掲げている。平成19年度予算においては、同プランの2009年度目標値6,000か所を前倒しで実施することとしている。

2007（平成19）年度から、地域における子育て支援の拠点となる、地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業について、児童館の活用も図り、新たに地域子育て支援拠点事業として再編し、地域子育て支援拠点の拡充に努めている。

商店街の空き店舗を活用して、地域社会において子育て支援や親子交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置することにより、空き店舗の解消と少子高齢化社会への対応を図り、商店街に賑わいを創出することでその活性化を図るための施策を講じた。

2 地域における子育て支援のネットワークづくり

各市町村が行う子育て支援サービスについて、どこに相談したらよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、的確な情報を得られにくい状況にある。こうしたことから、一時保育やつどいの広場事業、NPO等の民間団体が実施する子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、改正児童福祉法により、2005（平成17）年度から市町村の責務として位置づけられることとなった。

2004（平成16）年度からは、これまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っており、2006（平成18）年度は480か所で開催されている。

第4節 家庭教育の支援に取り組む

1 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

乳幼児健診や就学時健診など多くの親が参加する機会を利用し、子どもの発達段階に応じた子育て講座を開設するほか、将来親となる中・高校生に対して子育てに関する理解を深める講座を開設するなど、家庭教育に関する学習機会の提供を一層充実している。

2 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」の相互連携の促進や情報交換の機会の提供などに資するため、より広域的に活動する子育てサポーターリーダーを養成し、地域における相談体制の一層の充実を図っている。

3 子どもの基本的な生活習慣の育成

早寝早起きや朝食をとるなど子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するため、2006（平成18）年度から、生活リズム向上に関する普及啓発活動や実践活動等の調査研究、全国フォーラムを行っている。

第5節 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

シルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用子育て支援事業を実施している。

第6節 児童虐待防止対策を推進する

1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に児童虐待防止法が施行され、その後、2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正され、制度的な対応についても充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加している。

2 児童虐待防止対策の取組状況

虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要である。

2006（平成18）年度においては、2007（平成19）年1月に児童相談所運営指針等の改正を行い、児童相談所の虐待対応について、安全確認を行う時間ルールを設定し、その時間としては48時間以内が望ましい旨明記するなど安全確認に関する基本ルールの設定などの見直しを行ったところである。

3 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正

2007年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正された（2008年4月施行）。主な改正事項については、児童の安全確認等のため、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入を可能とする立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できる制度の創設等、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化などである。

4 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組

2006年度においては、月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催（11月10～11日）、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布及び政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発などを実施した。

5 児童虐待の事例検証等の取組

児童虐待による死亡事例等の検証は、事件の再発防止と対策を講ずる上での課題を抽出するために重要であり、2004年10月に設置した「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第1次報告（2005年4月）、第2次報告（2006年3月）に続き、2007年6月に、第3次報告をとりまとめ、公表したところである。

第7節 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

1 母子家庭等の自立支援

子ども・子育て応援プランでは、今後5年間を目標として、母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置することとしており、2006（平成18）年度には94か所設置された。

2005年度より、福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接・相談を実施し、本人の生活状況、就業への取組等について状況把握を行い、きめ細やかに、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていく母子自立支援プログラム策定事業を実施している。

2 障害児及びその家族への支援

児童思春期におけるこころの健康づくり対策として、児童相談所等で児童思春期の専門相談を実施するほか、障害のある児童につき、施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う「短期入所」を行っている。

3 小児慢性特定疾患対策

小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

第8節 行政サービスの一元化を推進する

地方自治体においては、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわる多様なニーズや、児童虐待などの深刻な問題に的確に対応するため、子ども関連施策を担当する部署の横断的連携や、窓口、情報の一本化など、行政サービスの一元化について先進的に取り組む例がみられる。

第9節 小児医療体制を充実する

社会情勢や家庭環境の変化により、時間外に病院にかかる小児患者が増加していることから、病院勤務医の負担を軽減し、安全・安心な医療の提供を図るとともに、子どもの急病時に保護者等の不安を解消する対応が求められる。このため、2004（平成16）年度より小児救急電話相談事業（短縮ダイヤル「#8000」）を実施しているほか、2006（平成18）年度からは、保護者等に対し、急病時の対応方法について、講習会の開催やガイドブックの配布を行っている。

小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2006年度診療報酬改定においても、小児入院医療の評価や夜間・休日の小児救急医療体

制の評価を充実させるなどの措置を講じた。

第10節 子どもの健康を支援する

1 「食育」の推進

2006（平成18）年6月に公表した「平成17年度乳幼児栄養調査」では、出産直後や離乳食の開始時期に授乳や子どもの食事への不安が高まること、幼児（4歳未満）の約1割に朝食の欠食がみられることなどが明らかとなった。このため、授乳や離乳について適切な支援が推進されるよう「授乳・離乳の支援ガイド策定に関する研究会」を開催し、2007（平成19）年3月に「授乳・離乳の支援ガイド」をとりまとめた。

2007年1月からは、食育推進有識者懇談会を開催し、食育推進会議の委員及び専門委員等の有識者からの提言をもとに、食育を実践している関係団体等の食育推進の担い手に期待される役割や具体的な取組について、わかりやすく体系的な整理を行い、同年6月に「食育推進国民運動の重点事項」をとりまとめた。

2 子どもの事故予防のための取組

2004（平成16）年に、厚生労働科学研究において、子どもの事故の実態とその予防策について検討し、その成果としてとりまとめられた「子どもの事故予防のための市町村活動マニュアル」について、各自治体等に対して情報提供を行った。

3 子どもの心の健康支援

発達障害や児童虐待など、様々な子どもの心の問題に対応できる小児科医や精神科医の養成方法を検討するため、2005（平成17）年より2年間にわたって「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」を開催し、2007年3月に報告書をとりまとめた。

4 性に関する健全な意識の涵養

近年、子どもたちを取り巻く環境の変化とともに、子どもの生理的、身体的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化している。このような中、10代の人工妊娠中絶件数が再び増加に転じることや性感染症のまん延が懸念されており、性に関する指導の充実は喫緊の課題である。子どもたちの性の問題をはじめ、様々な健康問題に対応するため、学校の要請により、地域保健と連携し、子どもたちの心身の健康相談や健康教育を行う事業を実施している。

第11節 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

1 「いいお産」の普及

妊産婦にやさしい環境をつくるために「マタニティマーク」の普及を図るとともに、妊婦健診の負担を軽減するための地方財政措置を図るとともに、安全・安心なお産の場を確保するための研究事業などを実施している。

2 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、総合周産期母子医療セ

ンターを中核とする周産期医療ネットワークを整備し、地域の分娩施設等と高次の医療施設との連携体制の確保などを図っている。(2006(平成18)年度において、39都道府県で整備済み。)さらに、地域の産科医不足も課題となっていることから、安全、安心な周産期医療の確保を図るため、2005年度から「周産期医療施設のオープン病院化モデル事業」を実施している。

第12節 不妊治療への支援等に取り組む

1 不妊治療の経済的負担の軽減

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。2006(平成18)年度から、給付期間を2年間から5年間に延長するとともに、2007(平成19)年度からは、給付額を拡大し(治療1回につき上限額10万円、年2回まで)、所得制限を緩和(夫婦合算所得730万円まで)している。

2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

第13節 良質な住宅・居住環境の確保を図る

1 子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援

2006(平成18)年度には、特定優良賃貸住宅等に係る家賃の低廉化に関する事業において、対象世帯を子育て世帯等に重点化するとともに、一定の範囲内において地方公共団体が自由に家賃の引き下げ額を設定できることとした。

子育て世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する登録制度を整備し、その情報提供を行うとともに、地方公共団体、仲介事業者、支援団体等が連携して居住支援を行い、子育て世帯等の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援する「あんしん賃貸支援事業」を創設した。

2 公共賃貸住宅における子育て世帯の支援

子育て世帯については、入居者の選考に際し事業主体である地方自治体の判断により優先入居の取り扱いを行っており、2006年2月には、小学校就学前の子どもがいる世帯について、入居収入基準を緩和した。都市機構賃貸住宅においては新規募集時における当選率の優遇措置を行っている。

3 職住近接の実現とシックハウス対策の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用をはじめとする都市型住宅の供給を促進している。また、子どもの健康への影響を考慮し、シックハウス対策に係る調査研究を進めるとともに、シックハウス症候群に関する学校関係者の理解の一層の促進等、学校におけるシックハウス対策を推進している。

第14節 子育てバリアフリーなどを推進する

1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

駅などの旅客施設、道路、都市公園、建築物などの連続的なバリアフリー化の確保が十分でないことから、バリアフリー化を総合的・一体的に推進するため、交通バリアフリー法及びハートビル法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法（平成18年12月施行）を制定した。

2 建築物におけるバリアフリー化の推進

妊産婦や児童・乳幼児を含む高齢者・障害者等に配慮した建築空間、設備等によるバリアフリー対応については、「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」により、促進されている。例えば、乳幼児用いす、乳幼児等用ベッド、授乳のためのスペースの確保のほか、建物入口に近い位置に妊産婦や乳幼児連れの人々が利用できる駐車スペースの確保、屋内通路等への手すりの設置、劇場等の客席・観覧席における乳幼児連れの人に対応した区画された観覧室の設置などがある。

3 公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通事業者等は「バリアフリー整備ガイドライン」に従うことが義務付けられるものではないものの、本整備ガイドラインを目安として旅客施設・車両等の整備等を行うことが望まれる。また、補助・税制・融資等の各種支援により、公共交通機関のバリアフリー化の促進が図られているところであり、例えば、旅客施設における段差の解消、多機能トイレ（おむつ交換シート等）の設置、乗合バス車両におけるノンステップバス及び路面電車における低床式車両（LRV）の導入等が進められている。

4 都市公園、河川空間等のバリアフリー化の推進

歩いて行ける身近な場所等において、妊婦、子ども及び子ども連れの人などの健康運動や遊びの場、休息、交流の場等となる都市公園を計画的に整備している。また、河川の近隣に病院や福祉施設などが立地している地区等において、水辺にアプローチしやすいよう、スロープや手摺り付きの階段、緩傾斜堤の整備等バリアフリー化対策を実施している。

5 子育てバリアフリーの情報提供

妊産婦や乳幼児をもつ子育て家庭が地域において安心して生活できる子育て環境を整備するため、妊産婦、子どもや子育て中の親子が外出や社会活動を困難にしているような障壁がないかを点検・確認し、これを反映させた子育てバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を市町村が策定する際の支援を行っている。

6 子育てを支援する道路交通環境の整備

妊婦、子ども及び子ども連れの人などが安全にかつ安心して通行することができるよう、死傷事故発生割合の高い住居系地区又は商業系地区で、その外縁を幹線道路が構成する地区796か所を「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンプ（道路上の凸型施設）、クランク（ジグザグ蛇行）等の整備等を重点

的に実施し、生活道路における歩行空間の整備及び通過交通の進入や速度の抑制に努めている。

7 遊び場の安全対策の推進

2004（平成16）年4月に発生した大阪府住宅供給公社の団地内における回転式遊具の事故に伴い、遊具の安全点検及び安全確保を促すとともに、児童福祉施設等に設置している遊具についても、安全確保の一層の徹底を各施設管理者へ呼びかけている。

8 建築物の安全対策の推進

2004年3月に発生した東京都六本木ヒルズの自動回転ドアにおける死亡事故に関し、同年6月に「ガイドライン」をとりまとめ、翌年8月に「自動回転ドア - 安全性」について規定した日本工業規格（JIS A 4721）を制定した。また、事故情報について継続的な分析を行うとともに、2006（平成18）年6月に発生した東京都港区のエレベーターにおける死亡事故に関し、エレベーターの安全装置の見直し等を検討しており、安全な生活環境づくりという観点も含め、建築物等の事故防止を図っている。

9 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

2006年6月に犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議において了承された「子ども安全・安心加速化プラン」等に基づき、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学時間帯における通学路等のパトロール活動を強化するとともに、防犯ボランティアや母親クラブ等によるパトロール活動、「子ども110番の家」への支援を推進している。

10 「安全・安心まちづくり」の推進

子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園等における危険箇所の把握・改善に努めているほか、通学路等に非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ等を備えるとともに、緊急時には警察への通報をすることができる「子ども緊急通報装置」の整備を行っている。

第15節 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

1 児童手当の充実

2007（平成19）年4月には、児童手当法が改正され、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円に引き上げられた。

2 税制上の措置

2007年4月以降、子育て支援に先駆的に取り組む企業に対して税制上の優遇措置を講ずることにより、企業による子育て支援の取組へのインセンティブを与えることが必要であるという観点から、事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置が設けられた。

3 年金制度における次世代育成支援措置

年金制度における次世代育成支援措置を拡充するため、国民年金法等の一部を改正する法律の施

行により、2005（平成17）年4月から、育児休業中の保険料免除措置について、子が3歳に達するまでの間に延長するなどの措置を講じている。

少子化社会対策関係予算の概要（平成17～19年度（平成17年度決算額を含む））

（単位：百万円）

重点課題別項目		予算額			決算額
		17年度	18年度	19年度	17年度
1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち	若者の就労支援に取り組む	44,192	45,023	34,785	24,817
	奨学金の充実を図る	115,089	116,036	125,050	110,446
	体験を通じ豊かな人間性を育成する	19,561	16,795	9,962	18,584
	子どもの学びを支援する	9107	8,382	11,454	759
	小 計	187,949	186,236	181,251	154,606
2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業等におけるもう一段の取組を推進する	192	173	136	179
	育児休業制度等についての取組を推進する	93,984	103,366	129,351	91,329
	労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る	2,445	3,077	3,755	1,432
	妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める	553	575	525	315
	再就職等を促進する	1,257	2,155	7,185	298
小 計	98,431	109,346	140,952	93,553	
3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	乳幼児とふれあう機会の充実等を図る	370	401	271	104
	生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める	239	0	115	126
	安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める	45	72	154	30
	小 計	654	473	540	260
4. 子育ての新たな支え合いと連帯	就学前の児童の教育・保育を充実する	312,145	330,630	347,395	299,587
	放課後対策を充実する	10,438	12,090	22,743	9,966
	地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る	10,619	13,663	13,321	8,441
	家庭教育の支援に取り組む	1,401	1,383	1,443	1,217
	地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する	2,019	2,322	2,715	1,281
	児童虐待防止対策を推進する	75,324	76,409	80,390	74,193
	特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する	358,827	180,897	183,111	356,856
	小児医療体制を充実する	18,127	17,477	19,561	16,073
	子どもの健康を支援する	2,034	5,371	6,996	1,151
	妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する	51,690	51,332	58,190	49,541
	不妊治療への支援等に取り組む	0	0	0	-
	良質な住宅・居住環境の確保を図る	59	35	35	51
	子育てバリアフリーなどを推進する	15,675	13,771	15,452	11,519
	児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める	431,266	337,083	431,961	417,960
その他	59,388	57,646	59,648	56,410	
小 計	1,349,012	1,100,109	1,242,961	1,304,246	
そ の 他	87	70	70	71	
総 計	1,636,133	1,396,234	1,565,774	1,552,736	

注1：本予算は、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月閣議決定）の重点課題別項目に従い、一般会計及び特別会計について整理している。

注2：17年度について、他経費と一体で執行している等、決算額の算出が困難な事業等を除いた場合の予算額は、1,604,863百万円となる。

注3：「4. 子育ての新たな支え合いと連帯」の「その他」には次の予算（17年度、18年度、19年度）を含んでいる。

- (1) 次世代育成支援対策交付金（34,568、33,956、36,500百万円）
- (2) 母子保健医療対策等総合支援事業（3,623、3,628、4,191百万円）
- (3) 児童虐待・DV対策等総合支援事業（1,775、1,783、2,307百万円）
- (4) 母子家庭等対策総合支援事業（1,868、1,884、1,919百万円）
- (5) 次世代育成支援対策施設整備交付金（16,704、14,000、12,962百万円）

注4：18年度予算では、三位一体改革により児童扶養手当のうち1,805億円、児童手当国庫負担金のうち1,578億円、計3,383億円を国の負担から地方自治体の負担に切り替えたことから、17年度予算よりも減額となっている。仮にこれらを加えた場合の18年度予算は、1,734,534百万円となる。